

午前10時30分開会

○永田委員長 おはようございます。これより地域文教委員会を開会いたします。以降、着席にて進行いたします。

初めに、出席理事者の確認をいたします。欠席届が出ております。猿渡神田公園出張所長と千賀万世橋出張所長が、それぞれ公務出張のため欠席となります。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の本日の日程及び資料をご確認ください。このとおり進めてよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、日程1、陳情審査に入ります。（1）新たに送付された陳情書、①送付31-2、（仮称）平河町ちとせ保育園の開園に伴う対策を求める陳情についてです。陳情の朗読については、省略でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

本陳情書につきましては、後半の部分の①から⑧まで、具体的な項目が挙げられています。そこで、これらの項目を一つずつ確認しながら、審査を進めていきたいと思えます。よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。それでは、そのようにさせていただきます。

最初に、①工事期間中の騒音・振動・粉塵対策や大型車両通行時の安全対策などを行うことということについて、執行機関からご説明はありますか。

○中根子育て推進課長 今、まず、この①のところでございますけれども、今、工事事業者のほうで予定しております対策といたしましては、低騒音型の重機を使って工事をする。あるいは低騒音型の発電機を使って工事をする。あるいは、できる限り排気量の少ない車で搬出入を行う。あるいは、大型車両の通行時の安全対策としましては、大きなコンクリートを打ったり、鉄骨を組んだりするような大きな車が入るようなときには、通常の誘導員は1人ですけれども、その場合は3名にふやして増員する。そのような対応をするというふうに、事業者から聞いております。

以上です。

○永田委員長 はい。

委員の方から、この件について確認したいことはございますか。工事中についてです。（発言する者あり）まあ、それでもいいですね。はい。

池田委員。

○池田委員 既に工事が始まっているということですが、①の騒音・振動・粉塵対策とありますけれども、やはり、地域の住民の方、洗濯物ですとか、外に干すことももちろんありますけれども、そのあたりの配慮というか気配りというのは、どのような対策というか、ことをやっていますか。

○中根子育て推進課長 通常の事業者のやる対策と、あんまり、それほど対策等で、特別ここについてという、粉塵対策というのはもちろんないんですけども、大型車両が通って、

土ぼこり等がまき散らかっては、上がってしまうようなときには、水まきを徹底するだとかという対策をとるといふ方には聞いております。

○池田委員 解体がない分、もう、今、更地で進んでいると思いますけれども、そうはいいながらも、やはり、今、課長言ったように、出入りの車両の砂ぼこりというのも大変ですし、実際に水をまくというだけだと、やはり、その水も、かなり、ある程度の適量で対応していかないと、やはり、そのひどいところは、洗濯物のほうに逆に水が移ってしまうですとか、汚れがひどくなるということもありますので、風向きもきつとあると思うんですけれども、十分配慮してやっていただきたいと思いますけれども、そのあたりのほうの徹底はいかがなんでしょうか。

○中根子育て推進課長 今回の池田委員のご意見を踏まえまして、事業者ともう一度、とれる対策を相談してまいりたいと思います。

○永田委員長 はい。

小野委員。

○小野委員 今、いろんな対策を事業者と考えていらっしゃるということだったんですけれども、これが来たのが6月10日で、もう既に十数日たっていて、かつ、工事が始まっているとのこと。この段階で、工事についての対策についての陳情が上がるということは、近隣の住民の方にまだこの説明はされていないということでしょうか。（発言する者あり）この、いわゆる安全対策それから騒音・振動・粉塵対策について行うことというのがこの段階で来ているということは、工事事業者から、具体的に工事についてどんな対策がされているかというご案内が行っているかどうかということをお教えください。

○中根子育て推進課長 近隣の皆様に対しては、「ご近隣の皆様へ」ということで、文書を1枚、A4で2枚のものをお配りしております。その中に工事作業についてということで、作業時間ですとか安全対策ですとか、交通安全対策とか騒音の振動対策、こういうことをやりますというような文書をお配りして、お知らせしております。

○中根子育て推進課長 牛尾副委員長。

○牛尾副委員長 私も、小野委員の今おっしゃったことですね。要するに、こうした陳情が工事が進んで出てきてしまったということについて、なぜ、ね、こういう陳情が出てくるのかということなんですけれども。

まず、その保育園をここに設置しますという段階で、要するに地域の住民の皆さんに、しっかりとした理解を得る説明がされていたのかという疑問が出てくるわけなんですよね。で、これ、この保育園を整備するに当たって、業者を公募するわけですよね。で、この間、保育園の公募のときは、その設置する業者、運業者が、しっかりと地域住民の方に説明をして、で、それが公募の条件になっていますけれど、今回のこの平河町ちとせ保育園の場合は、どうだったんですかね。まず、そこをお聞かせください。

○中根子育て推進課長 今回の平河町ちとせ保育園の公募の段階におきましては、公募に当たって、地域に、ここに保育を開設する計画、開設することを区に提案しますということ、公募の条件とは、当時はしておりませんでした。区の各事業者からの提案を受けて、区が、おたくが事業者さんとして決定しましたとなった暁に、地域に事業者からきちんと説明してくださいというのが、この平河町ちとせ保育園の開園、平河町ちとせ保育園を公募するときの公募要項でございます。

○牛尾副委員長 やはり、保育園は、区立であれ、民間であれ、やっぱり公共施設で、やっぱり地域のコミュニティの一つとなるわけで、地域住民の方のやっぱり理解あってこそこの保育園だし、やっぱり理解が得られない保育園ができてしまうと、その後、保育園にとっても地域住民にとってもマイナスなのかなと思うんで、やっぱりそこは地域住民の理解を得るといことが本当に重要だなというふうに私は思うわけですよ。

今回、この保育園、ちとせに決まりましたと。その後、地域住民への説明ということに関して、区が、ここは積極的にこう、説明、民間の事業者と一緒にいくとか、区として独自に説明をすとか、そういうことはやったんですか。

○中根子育て推進課長 事業者との説明会、事業者と合同、合わせての説明会につきましては、5月と12月に、2回開催いたしております。で、5月のときには地域の方の強い反対の意向もございましたので、それ以降、近隣の方を中心に、個別に説明に伺う——区、はい、私あるいは上司の大矢部長とともに説明に行ったりして、できる限りご説明して、ご理解を得るように努めてきたと思っております。

○牛尾副委員長 その際の説明は、どうしても、もう運営事業者が決まったわけだから、もう、保育園は決まりましたと。ここにつくらせていただきますということが、どうしても中心になりますよね。やっぱり、そこで、住民としては、決まりましたと突然言われても、何だ、というふうなことになるとは思うんですよね。だから、この際も、やっぱり、ちょっと、事前に、ここにつくりたいんだと、これだけ保育園は大変なんだというような十分な説明、理解を得る努力は、本当はあって、で、ここにつくらせてください、いいですよとなった段階で決まるというのが、一番、筋だったと思うんです。これ以降は運営事業者に事前の説明というのを求めていますけれども、ここはちょっと、少し、最初、まあボタンのかけ違いといいますかね、あったのかなと思うんですけれども。今後、やっぱり十分な、住民の意向を聞くという努力はしていただきたいと、これはまず要望しておきたいと思うんですよね。

これ、今後ですけれども、実際、工事が始まっていますよね。で、あそこ、私も現地を見ましたけれども、非常にこう、敷地と近隣の建物が非常に近い状況なんですけれども。そこで、どうしても、水をまいたとしても、やっぱり粉塵とかいうのは、どうしても、どう努力しても、完全に防ぐということはなかなか難しいと。そうした場合、本当にもう、囲いを高くすとか、そうしたことも含めて対策が求められると思うんですけれども、そこは十分に工事事業者と、そうした粉塵を防ぐ対策等が必要だと思うし。

あと、大型の運搬のときに、人員配置、誘導員を1名から3名にふやすということですが、ここも、大型の運搬だけじゃなくて、誘導員を、やっぱりあそこ、どうしても道路が狭いから、そういうことも含めて、しっかり工事事業者に、区として住民の意見を聞いて、やれることはやるという態度で臨んでいただきたいんですけど、いかがですか。

○中根子育て推進課長 今のご意見を踏まえまして、工事の人員の問題ですとか、多分工事の規模に応じて、あるいは道路との接面ぐあいとかということを考えて、現在では、通常時であれば1名で足りるであろうという工事事業者の経験則。で、それに対して、搬入道路の形態とかということを含めて、大きい車両が来るときは3名というふうに、今、事業者としては、これまでの経験等を踏まえて考えておるとは思うんですけれども、それ以上の対応ができるかどうか、それは事業者と相談してみたいと思っております。

○永田委員長 はい。

陳情書①について、その他ご意見はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。また、8項目まで質疑を終わった後、全体について、まとめて、意見がありましたらお聞きしますので、ご協力をお願いいたします。

続きまして、陳情書②、（仮称）平河町ちとせ保育園の屋上を活用して、子どもたちが走って遊ぶことや、簡易なプールでの水遊びなどで生じる声への対策を講じること。基本的には反対で、六番町の保育園同様に禁止するということですが、これについて、執行機関からご説明はありますか。

○中根子育て推進課長 この平河町ちとせ保育園の屋上は、おおむね今、8メートル・8メートルの64平方メートル程度の大きさが予定されております。ですので、おおむね各歳児ごと、あ、もしかすると大きい歳児は4歳、5歳と一緒に遊ぶというようなこともあるかもしれませんが、基本的には歳児ごとに使われるのではないかとこのように想定しております。

そして、夏場の水遊びの件でございますけれども、やはりどこの園でも夏場のプール遊びは子どもたちが大変楽しみにしているものでございますので、これを中止するというのはなかなか難しいというふうに考えております。ただ、対策と、ここにあります「声への対策を講じること」ということにつきましては、事業者を確認いたしましたところ、まず高さが2.5メートルのフェンスを設置して、音、子どもたちの声が極力上空に抜けるように、対応策、フェンスを設置するというのを考えておるということです。

あわせて、そのフェンスも、通常ですと、格子タイプというんでしょうか、音が抜けてしまうような格子のやつが一般的だけでも、全面塞ぐような、透明なアクリルというんでしょうか、音が抜けないようなものに仕様を変更して対応することを今検討しているというふうに、事業者は今考えているということですよ。

あわせて、利用の時期は、おおむね7月、8月の二月ぐらいを想定しておりまして、時間帯としても、おおむね午前中で、園児さんが全員そろった午前中で、お昼ごはんをとるぐらいまで。ですので、おおむね9時半から11時半ぐらいまでで利用するのではないかとこのように、事業者は今考えておると先日確認しております。

以上です。

○永田委員長 はい。

じゃあ、②の屋上の利用についてご意見ありますか。

○河合委員 この近隣の方は毎日子どもの声が聞こえて、そういう声がうるさいという方もいらっしゃるから気持ちはわかるんですけども、やはり子どもというのは、外で遊んで、太陽に当たって、すくすく育っていくということが基本かなと私は思っています。この都心区にあって、緑もないところで、いかに外気に触れて遊ぶかということは、これ、一番大事なことです。

それで、今、防音壁のお話がありましたけども、ぜひとも、できるだけ子どもたちは外で遊んでほしいと。園庭もないところで過ごすわけですから。そのところは、陳情者の意見もわかりますけども、何とかその辺は、周りに迷惑をかけないように防音壁等で囲むとかいうことをして。ただ、今ちょっと調べたら、防音壁もいろんな種類があるんですね。

それで、熱がこもってしまうものとか、いろんな、高速道路のような頑丈なものとか、種類がたくさんあるんで、ちょっとその辺は業者さんとも話をしながら、ちょっと活動してもいいような、余り熱のこもらないようなものを選定していただければなと思うんですけども、その辺はお話はしていただきましたでしょうか。

○中根子育て推進課長 今、ただいまいただきました河合委員のご意見を踏まえまして、事業者と、どんな対応がとれるのか、今は防音性が高いアクリル板でやるというふうに想定しているということは聞いていますけども、より、ただ、構造上それが据えつけられるのかどうかという問題もございますので、もう一度事業者とよく相談しまして、設置する防音フェンスの材質等については、事業者とよく相談してまいりたいと思います。

あと、すみません。屋上の利用は、もちろん、大きい歳児ともなれば、公園に行くこともありますので、毎日毎日この屋上の園庭で子どもたちが遊ぶというわけでもございません。もちろん雨の日は屋上で遊ばせませんし、天気の良い日は、大きい歳児さんとかは、千鳥ヶ淵公園とか、あるいは清水谷公園とかというふうに行って遊ぶこともありますので、毎日使うということではないということは、すみません、ちょっと、先ほど申し上げるのを忘れておりました。

以上です。

○永田委員長 小野委員。

○小野委員 ありがとうございます。いろいろと難しい中で対策を講じるということで、限られたもので何を選ぶかというのが今後も大事になってくると思います。ちょっと今の、まさに、たくさん、いろんな種類の防音壁があると河合委員からあったんですけども、透明アクリルというのが、ちょっと、先ほど聞こえてきました。これは、視覚的にはいかがでしょう。例えば透明アクリルということは、隣接する非常に近いところで建物があるので、そのあたりの視覚的なところなども配慮されているのか教えてください。

○中根子育て推進課長 申しわけございません。正確に言うと、半透明と申し上げたほうがよろしいのかもしれないです。直線的に見ると、透けて見えない。何でしょうね、若干、何でしょう、光はある程度通すけれども、完全にもう向こうが見える状態ではないというようなフェンスといたらよろしいのでしょうか。ちょっとすみません、表現が正しくなかったかもしれません。

○小野委員 すりガラスのような感じというイメージでよろしいでしょうか。（発言する者あり）はい。わかりました。ありがとうございます。

○永田委員長 その他、屋上について。

副委員長。

○牛尾副委員長 これ、六番町は屋上を使えないということですけど、六番町の子どもたちは、水遊びとかはどちらでやっているんですか。

○中根子育て推進課長 申しわけございません。恐らく屋上園庭は、地元の皆さんとの話し合いの中でなくしたはずですので、恐らく1階のところでは若干のスペースがありますので、そちらでやっているのではないかと思います。ちょっと申しわけございません、ちょっと申しわけございません、改めて確認をしていないので、ちょっと、すみません、答弁としては不正確であるかもしれません。

○牛尾副委員長 うん。私も、その子どもたちが、太陽の下で思いっきり遊ぶというのが、

これ一番大事だと思うんですよね。ただ、もちろん、近隣に近いですし、声がうるさいというのは、麴町の保育園でも大きな問題になっていますよね。そうした際に、例えば六番町のように1階のスペースで利用できるとか、あとは、例えば神田の園なんていうのは、ほかの保育園のプールなんかを借りて水遊びができる、やっているというところもあるみたいですけども、そうした幅広い選択肢というのは考えられるんですかね。（発言する者あり）

○中根子育て推進課長 すみません。ほかの園の……

○牛尾副委員長 違う。神田の園ではやっているけれども、ほかではできるかという。

○中根子育て推進課長 ほかの園で、やはりプール遊び自体は、ほとんどの園がやっぱり屋外でやっておりまして、屋内でやるという園は、千代田区内含めて、ほとんどないんじゃないかと思います。

○牛尾副委員長 屋内で。六番町では、その1階のスペースでやっているわけですよ。建物……

○中根子育て推進課長 あ、外です。

○牛尾副委員長 そうですよ。だから、今度の平河町も、そうした、例えばスペースをつくるとかというのが可能なかどうかと。

○中根子育て推進課長 平河町保育園で、屋上ではなくてどこかというのは、なかなか建物の、できるだけ保育室の配置の場所とかということ。あとは、考えますと、屋上でないところにつくるというのは難しいという。

○牛尾副委員長 あと、もしくは、例えば麴町の園のところを借りるとか、そういった選択肢は可能なかどうか。選択肢があるのかどうか。あとは、例えば近くの広場を借りるとかというのは可能なかどうか。（発言する者多数あり）

○中根子育て推進課長 プール遊び自体は、恐らく15分、（発言する者あり）長くても、各歳児、（発言する者あり）多分長くても30分ぐらい。多分15分から20分ぐらいで、多分わあって各歳児さんごとに遊んでということになりますと、それだけのために、近隣の園ですとか近隣の小学校とかというのの場所を借りてやるというのは……

○牛尾副委員長 難しい。

○中根子育て推進課長 移動の時間とかということを見ると、なかなか難しいんじゃないかというふうに思います。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 今の牛尾副委員長の意見ですけども、この下のほうにも、⑦番にもあるように、70名の園児と親が集中して大変危険だから削減しろ、という陳情も出ていますよね。そうすると、今の現状、麴町、平河町、保育園がたくさんありますね。園で、園ごとにいろんな対策をとって、近隣の住民の方とお話し合いをしながら運営しているわけですよ。だから、プールの話でも、ここはできないからほかの園で借りろというと、またキャパがふえてしまうわけだから、やっぱりその各園で対策をとることが私は大事だと思うの。

（発言する者あり）うん。ですよ。だから、ここでできないからこっちへ持っていきゃいいという発想は、ちょっとおかしいかなと。やっぱり各園で全部対策をとって、住民の方とお話をしながら運営していくというのが筋かなと私は思う。（発言する者あり）

○永田委員長 はい、そうですね。

副委員長。

○牛尾副委員長 私もその意見はもっともだと思います。（「うん。」と呼ぶ者あり）うん。ただ、この、どうしても、もう近隣の方々が、本当にもう、どうしても反対だということでは、やっぱりいろんな選択肢を示すようになれば、もう示す、それが無理だということであれば、ここでやるしかない。そこから、そのかわり、もう万全の対策をしっかりとっていくということも、これが必要だと。

私も、自分の園で園庭があり水遊びもできるという保育園をつくるというのが一番筋だというふうに思っておりますのでね。（「そうだ。」と呼ぶ者あり）だから、もう、それは前提なんです。でも、実際、六番町とかでは屋上につくらなかったというところもあるわけで、そうしたところがどうなのかと。それが、平河町の園ではじゃあどうなんだろうかということで、ここでは無理だと、どうしても無理だとなれば、それはもう万全な防音対策を行って、住民の方の理解もしっかり得て、進めるべきかなというふうに考えていますので。だから、河合委員の意見と……

○河合委員 まあ、同じようなこと……

○牛尾副委員長 そうそうそう。ということなの。

○河合委員 これ以上やっても、平行線。

○牛尾副委員長 そうそうそうそう。

○永田委員長 あれ、やっぱり各園では、いろんなイベントが、そういう水遊びとかも含めて、自己完結というんですかね、そこで完結するという方針ではあるんです。基本方針ですが。

○中根子育て推進課長 殊に、この水遊びについては、どこかに出かけて行ってやるということはないと思います。あ、もちろん千鳥ヶ淵公園のように、じゃぶじゃぶ池みたいな、ああいうのがあるところはもちろん行ったりしていると思いますが、基本的にそのような場所が近くにないようなときには、基本的には自分たちの園の屋上とか園庭とかというところで、夏場のこういう活動はしていると思います。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 ちょっとこれ、事実と違うんで、神田のほうの認可保育園は、そういうことをしませんから。例えば、東神田のあい保育園というのは和泉のプールを借りたりしていますから、そこは全ての園で自己完結しているというわけではないというのは、ちょっと認識が違うんで。

○永田委員長 まあ、それぞれが。

子育て推進課長。

○中根子育て推進課長 すみません。ちょっと、すみません、認識不足のところがあったようで。必ずしも全部がそうしているわけではないのは、おっしゃるとおりかもしれません。でも、大概の園は、基本的に自分のところでやるようにしていると思います。すみません、ちょっと、認識不足の点があれば、申しわけございません。

○永田委員長 はい。

あと、プール使用については、プールの使用期間とか、あとイベントで屋上を使う場合、近隣や隣接地に、日程の報告というんですかね、情報というのは、連絡する体制というんですかね、予定はあるんでしょうか。できない。

○中根子育て推進課長 この平河町の……

○永田委員長 まあ、ここのやつ、陳情の中の。

子育て推進課長。

○中根子育て推進課長 夏場の時間、夏場の時期に、こういうことをやりますというのを、改めて園の前の掲示板等で地域の方にお知らせしたりということは十分可能かと思います。

○永田委員長 では、直接隣接しているコの字になっているところには、直接行って、特に、園のすぐ裏にお住まいの方とかには、そういうことを常にというんですかね、情報を伝えるほうがいいのかなと思うんですけども、その点について。掲示板だけだと、なかなか見ないのではないかなと思うんですが、どうでしょうか。

○中根子育て推進課長 例えば7月から使う予定であれば、6月の中旬とか6月に入ったぐらいに、ことしもこの時期からこの時期、大体こんな時間帯に水遊びで屋上を使いますというのを近隣の方に個別にチラシ、周知文をつくってお知らせするというのは、もちろん事業者のほうで、そういう取り組みをすることは可能だと思いますので、その辺はちょっと、事業者と相談してまいりたいと思います。

○永田委員長 わかりました。

もう一点、よく児童館でイベント開催時に、子どもたちがつくった、手づくりの何か案内のようなものを近隣に配ったりとか、そういうのをやっているんですけども、そういった、この屋上だけじゃなくて、園としてのイベントのときに近隣の方を招待できるようなときがあるのかわからないんですけども、そういった日常的な、園の子どもたちがつくった作品を、何か渡したりとか見せたりする機会があれば、より、こう、感情的にも、地域全体として保育園を盛り上げていこうというか、そういうふうになるといいかなと思うんですけども、そういった考えについてはどうでしょうかね。

○中根子育て推進課長 例えば、年間の行事の中で、敬老の日前後とかに、そういう地域の方にお声かけして、高齢者との交流をやるとかという機会もありますし、あるいは地域の節分の行事のときに地域の方に協力してもらって、鬼の役をやってもらうとかということも地域の行事でありますので、そういう、地域の方と交流する場面というのは、ちょっと、この事業者がやるかどうかというのは別にして、そういう交流の場をつくったりするということは可能であると思います。

○永田委員長 そうですね。できるだけそういうのを進めていってください。

ほかに、屋上の利用について、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

では、次に行きます。続いて、陳情書③、保護者と子どもたちが登園や帰宅する際に、幅員の狭い前面道路を自転車、ベビーカーなどが通る時の安全対策を講じることということですが、これについて執行機関から説明はありますでしょうか。

○中根子育て推進課長 前面の道路の安全対策でございますが、ここは、ほぼ5メートル、前面は5メートルに満たないぐらいの幅員の道路ですので、道路所管の部署に、これまでのそういう道路での安全対策の状況を聞きましたところ、幅員が5メートルを超えないような道路でガードパイプをつくったりするというのは、これまでの実例としてはないので、警察との協議をしても、もう相当難しいのではないかなというふうに聞いております。

あわせて、もしできる対策としてどのようなものがあるかというのをちょっと聞いたところ、歩道的に白線を引く。ここから——大体、明確に歩道にはなっていないけども歩道的な部分ですよというようなことが、できるかできないか。それについても、ちょっと警察との協議が必要になってくるということなので、できる対策とすると、そのぐらいまで、安全対策としてはその対策ぐらいというふうに聞いております。

○永田委員長 はい。この③について。

たかざわ委員。

○たかざわ委員 この保育園の中で、自転車ですとかベビーカー、それをおさめるようなスペースというのはとれないんですかね。5メートルの幅員の道路というと、もうそこへ自転車をとめられたら周りの方が迷惑するに決まっているし、これから新たに保育園ができるということで、近隣の方って物すごい不安があると思うんですよ。ですから、そういうことを、できる対策はきちっととっていかなきゃいけないと思うので、まあ、70名の規模の保育園ですから、幼稚園のように一時的にお子さんが集中してくるということはないと思うんですね。7時から9時過ぎまで、ばらばらばらばら来るんだと思うんです。ただ、自転車とかベビーカーとかというのは敷地内に置くように、きちっとおさまるように、そういう形では対応ができるんじゃないですか。

○中根子育て推進課長 まず自転車置き場ですけれども、敷地の中に7台から8台程度のとめられる自転車置き場を設ける予定でおります。ですので、預けに来るときにとめて、預けたら……

○たかざわ委員 持って帰る。

○中根子育て推進課長 持って帰る。ですので、常時、何ていうんでしょう、仕事に行っている間中も置いておくというのはもちろんできませんけれども、普通の登園、降園で自転車に来てという分の駐車スペースは設ける予定でおります。

あわせて、ベビーカー置き場でございますけれども、これも、扉の内側、何ていうんでしょう、軒というかピロティーというか、ちょっとしたところに、四、五台ぐらいは置けるベビーカー置き場をつくる予定です。ただ、それも、預けていける、何でしょう、持ってきて、お子さんを預けて仕事で置いておけるかという部分につきましては、まだ事業者と明確に協議しておりませんので、どのような運用になるかということは、これからでございますけれども、ベビーカーが、その預けに来るときに、敷地内に置けるという部分のスペースは、今、計画上、設けております。

○永田委員長 はい。

その他。西岡委員。

○西岡委員 すみません。今のと関連するんですけれども、1点が、ベビーカーは、四、五台しか、折り畳んで状態で四、五台しか置けるスペースしか、今のところ、計画がないということなんでしょうか。やっぱり保護者としては仕事場に持っていけないので、何十台か置けないと困ると思うんですよ。で、またそれを逆に、子どもを預けた後に置けない人が、引っ張ってこころこ、こ、運んでいるほうが危ないと思いますし。あともう一点が、先ほどガードパイプは、引けるような、5メートルの幅だと難しいということだったんですけれども、最近よくあるカラー表示、ここは保育園がありますよというような、赤なり緑色なりの、まあ、警察とも相談なんだろうけれども、そういう前面道路にカラ

ー表示をしたらいかがかなと思いますが。お願いします。

○中根子育て推進課長 まず、ベビーカー置き場の件ですけれども、やっぱりベビーカーを置くスペースとして、千代田区内に限らずだとは思いますが、やはり、もう何十台も置ける場所を設けている園というのは、ほとんど、やっぱり敷地の関係上、ないと思います。で、千代田区内でも、例えば0歳の保護者の方に限りませとか、あるいは1歳児までとか。でも、（発言する者あり）1歳でもなかなかベビーカーに乗って保育園に来る方はもう大分少ないと思いますので、やっぱり使う歳児としては0歳のお子さんの保護者の方です。それが、畳んだ状態でのどのくらい置けるか、ちょっとすみません、今、明確に申し上げられないんですけども、その0歳分ぐらいは恐らく置いてできるように、その事業者とは相談してまいりたいと思います。ですので、何十台もというのは、敷地の関係で、（発言する者あり）どうしても難しいと……

○西岡委員 十数台……

○中根子育て推進課長 十数台。あ、すみません。ベビーカーを使うであろう0歳児の保護者の方の分ぐらいは置けるスペースができるように、ちょっと事業者と相談していきたいと思います。

あと、カラー舗装の件はちょっと、カラーペイントというんですか。ちょっとすみません。ちょっと私、どんなものか、あんまり詳しく承知していないんですけども、ちょっと、どんなものか確認してみたいと思います。

○西岡委員 今のベビーカーの件、はい、お願いします。人数、確認の上で、そのベビーカーを使う人の人数、大体割合ってわかると思うので、せめてその方たちが置けるようなスペースをふやしていただけたらと思うのと。

今のそのカラー表示は、よくある、例えば車椅子、障害者用の、何でしょう、商業施設とかにもあるような、ああいう青色の、その、道路に、何でしょう、印字できるようなカラーペイントのことなんですけれども、それが前面道路にあれば、近隣住民の方も、交通事故が起こりにくいというその要因のために、引いていただけたらと思うんですけども。（発言する者あり）結構ありますよね。

○永田委員長 保育園がありますよとわかるような表示って、できるんでしょうか。道交法上というか、どうなんですか。

○西岡委員 何か道路の……ありますよね。（「スクールゾーン」と呼ぶ者あり）そうそうスクールゾーンみたいな。

○永田委員長 そう。スクールゾーンのなというんですかね、……保育園で。

○西岡委員 あ、ちょっと答えてもらってからでいいですか。

○永田委員長 ああ。（「キッズゾーンとか、最近あります。」と呼ぶ者あり）

○西岡委員 スクールゾーン。スクールゾーン、キッズゾーンとか……。 （発言する者あり）

○永田委員長 キッズゾーンというのは。

子育て推進課長。

○中根子育て推進課長 スクールゾーンは、もちろんスクールというぐらいなので、学校に限って、保育園等にそれを適用するというのは難しいと思います。で、今いただいた（発言する者あり）キッズゾーンについては、まだ、ちょっと、まだ、今、国で、実際こ

うというのがどうだろうという検討に、という状態と聞いておりますので、ちょっとそれは、その後の状態を見ていきたいと思えます。（発言する者多数あり）

○西岡委員 あ、（発言する者あり）あ、はい。じゃあ、最後に。

それは、要はもう調べていただいて、表記できるように、要は安全対策のために何かしら考慮していただけたらという意味の意見なので、よろしくお願ひします。

○中根子育て推進課長 申しわけございません。ちょっと不勉強で、ちょっと理解が足りていないんですけども、おっしゃるとおり、何かとれる安全対策、そういう表示でできる部分はちょっと調べまして、警察と協議で、可能であれば対応するように、ちょっと道路所管と協議してまいりたいと思えます。

○永田委員長 秋谷委員。

○秋谷委員 最近の自転車は、昔と違って電動自転車が多いと思う。で、あの場合、初速が、こぎ出しがすごく速くなっちゃって、事故が起こる危険性が高いと聞いたことがあるんですけども、その点に関して注意喚起等はしていただけるんでしょうか。（発言する者あり）まあ、お子様連れのお母さん、お父さんでも、ねえ、電動自転車に乗られている方が多いんで、で、ましてや道が狭いであったり、歩行者の方にぶつかる事故が結構多いみたいなんですけれども、その点に関してはどうお考えでしょうか。

○中根子育て推進課長 自転車は、そうです、最近のは性能がいいので、そういうこともあるのかなというふうに、ちょっとすみません、不勉強で認識不足な面はあるんですけども。その保育園のところでも、だけに限らず、登園、降園の際には自転車で、あるいはベビーカーで来る場合でも、そういう事故等に注意して、安全に乗ってほしいということは、例えばヘルメットをかぶって、使って乗ってきてほしいとかという部分などについて、安全対策については、事業者を通じて、それは周知を図ってまいりたいというふうに思えます。

○秋谷委員 もちろん、お子さんに乗せていて重くなっていますし、自転車そのものも重いですし、あと、歩行者にぶつかったときかなりの衝撃があるので、その点、ねえ、今はほとんど電動自転車かな。見ていると、そんな感じも。ちよくるもそうですしね。だから、ぜひとも、その点、事故が起こってからでは遅いんで、早目の対策を講じていただければなと思えます。

○中根子育て推進課長 はい。ご意見を踏まえまして、できる対応がどんなものがあるか考えてまいりたいと思えます。

○永田委員長 はい。

池田委員。

○池田委員 これ、保育園のちょうど正門になるんですかね、その幅員が狭いところ。だと、ガードパイプは無理だというのはやっぱり承知をしたとして、もう少し、何というんでしょう、北側の、もう少し大きい通り、一方通行ですけども、そのこのところに、逆に歩道というのはありましたか。（「ない」「ない」と呼ぶ者あり）

○中根子育て推進課長 そのこの道路について、特段歩道というか、ガードパイプ、ガードレールというのは、設置はされていないと思えます。

○池田委員 はい。そうだったと思えます。やはり、目の前まで、皆さん保護者の方は、自転車で乗りつきたいというのは、もう重々承知はしているんですけども、例えば、その

大きい通りまでは自転車で来て、その後は、幅が広い——いや狭いところであれば、手で押して園のほうまで行くんだとか、そういうところを区のほうから事業者のほうに、そういうルール決めというのはないんですけれども、提案とかということはできるんですか。

（発言する者多数あり）

○中根子育て推進課長 ルール決め自体は、ちょっと、事業者と、ちょっとすみません、相談——そういうルールづくりというのを、実例があるのかどうか含め、ちょっと事業者とやりとりしたことがないので、何とも申し上げられないんですけれども。うーん……。なかなか実効性の部分で、なかなか正直、あそこの通り、細い路地に入ったところから押してくださいよというのは、実効性とする、なかなか難しいのかなとは感じていますが、感じてます。はい。

○池田委員 はい。ありがとうございます。実際、市ヶ谷のほうの保育園で、ちょうど正門の前に、今まで何も歩道しかなかったところにガードパイプが1個、門の前に設置された、そういう経緯もあるんですけれども、例えば、やはり飛び出し、今先ほど秋谷委員も言っていましたけれども、飛び出しの事故ですとか、地域の方は、そこで事故があると、やはりいろいろなところでも、いい思いは決してしませんから、そういうところでの大きい、少しでも大きい通りがあれば、そこの辺の配慮まで持って見るとか、その辺のところのお考えはいかがなんでしょうか。

○中根子育て推進課長 おっしゃっている趣旨、よくわかりましたので、ちょっと事業者と改めて相談して、そういう保護者へのルールづくりとそういう保護者への周知について、ちょっと事業者と相談してまいりたいと思います。

○永田委員長 牛尾副委員長。

○牛尾副委員長 まあ、子どもの安全がどうかというのは地域の住民の方も心配しているんで、やはりこのやれることは本当にやってみるということが必要だと思うんですよね。先ほどガードパイプについても、5メートルの幅員で、なかなか警察も応じないだろうと言いますが、警察と、何かこう、相談なりはされているんですか。されたんですか。その設置できないというふうな判断を警察も応じないだろうということでは言っていましたけれども、ガードパイプをつくれるかどうかということについて、交渉なり相談なりはされたんですか。

○中根子育て推進課長 この件で改めて警察と相談というのは、これまでではおられません。ただ、ガードパイプをその設置がまず難しいということもございますけれども、今あそこの、目の前の道路自体が、一方通行じゃなくて対面通行というんでしょうか。別に相互にどちらに行ってもいいので、すれ違うような状況もありますので、そこにガードパイプをつくるということ自体も、多分地域の方からすると、利便性、今までどっちにも行けたのということ、今度も多分、一方、どっかしか多分行けなくなるような状況が生まれますので、恐らく、警察との協議ももちろんですけども、地域の方も、いや、それはとおっしゃるのではないかなというふうな推察しています。

○牛尾副委員長 推察もいいですけど、要するに、そういうことをやってほしいわけですよ。地域の住民との相談、警察との相談。でないと、やっぱりこういった不安というのはなくならないと思うんで、そこは努力をしていただきたいというふうに思うんですね。仮に、その固定するパイプが無理であるならば、簡易の移動ができるような、何ていうん

ですかね、三角形のそういうのを置くとかコーンを置くとか、あと、そういったのも含めて、やれることはやるということが必要だと思うんで、そこは、ぜひ対策を、あらゆる可能性を考えてほしいというふうに思います。

それで、それでももし無理だということであれば、この登園の時間帯については、誰かこう、立っていると。人がね。まあ、園の方に立たせるというのはやっぱり大変でしょうから、そこは、例えばシルバーさんを使えるのかどうかとか、そういった、人を立たせる配置も含めて、安全対策というのはとる必要があると思いますけれども、いかがですかね。

○中根子育て推進課長 基本的には、そういう対応をもしやるのであれば、保育事業者の対応になるかとは思いますが。ただ、保育事業者としても、例えば、一年中、年がら年中というわけにもなかなか、経費もかかる話ですので、難しいとは思いますがけれども、例えば、4月に入園して最初の2週間とか、では最初の一月とか、そういう、お子さんが入れかわったりするときに、改めて、ここはこういう、飛び出したりすると危ないですよということを含めて、そういう警備員を配置して、最初の一定程度の期間、そういう対応をするということは可能なんではないかというふうに思います。

○永田委員長 保育園前の安全対策について、例えば、道交法とか、警察の見解として、安全生活課長とかで何かわかることはないですかね。（発言する者多数あり）

安全生活課長。

○服部安全生活課長 ……申し上げることはできませんので。ただ、警察署に行けば、相談には当然乗っていただけたらと思いますし、子どもの安全ということであれば、前向きに検討していただけたらいいかなというふうに思います。

○永田委員長 安全生活課長が窓口になって、より詳細な情報をとっていただいて、保育園前の安全対策を可能な限り進めていけるようにちょっと協議していただきたいんですけども、どうでしょうか。

○中根子育て推進課長 直接、私どもの部署ができるわけじゃなくて、やっぱり道路管理者を通じて、交通管理者である警察と協議ということになりますので、道路管理者を通じてできる対策について、何かしら、もうちょっと、その道路管理者と、できる対策があるのかないのかというのは、ちょっと協議してまいりたいと思います。

○永田委員長 はい。お願いします。

そのほか、よろしいでしょうか。

小野委員。

○小野委員 この安全対策は、本当に何かあってからでは遅くなることです。先ほど西岡委員からもありましたけれども、人を配置するのは、やっぱり有料であり、なかなか事業者任せになるところもあって、常時は難しいといういろんな事情も含めると、やっぱり、年中、注意喚起というのをどういう方法でやっていくかというのを、今後しっかりと、区がここはレクチャーしていかなきゃいけないのかなというふうに感じています。

そこで、先ほどあったんですけど、例えば最近、大津市の事故が非常に注目を浴びました。あれは特殊という見方もできるかもしれませんが、一方で、あれがきっかけになって、大津市では、まさにキッズゾーンというのを設けるだとか、まさに先ほど課長おっしゃったとおり、所管をいっぱいまたいでいきますので、なかなか子育て支援だけでは難しいことなんですけど、ぜひ、先ほどあったとおり、いろんなところで連携をして、ここ

については開園までに何とか考えをまとめていくことと、やっぱり近隣住民の方が日ごろの交通量にも大変詳しくていらっしゃると思うので、そうしたご意見を吸い上げながら進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○中根子育て推進課長 ごもったまお話でございますので、できる限り、道路管理者と交通管理者と協議して、何らかの対応がとれるものについて考えてまいりたいというふうに思います。

○永田委員長 はい。じゃあ、この③については、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

じゃあ、次に行きます。陳情書④、保護者が園児を車で送り迎えをしないよう、周知を徹底することということですが、これについて、執行機関から説明はございますか。

○中根子育て推進課長 これはもう、今、千代田区内の園であれば、ほとんど、多分こういう対応をしているかと思えます。今回の保育事業者につきましても、園児の送り迎え、車ではだめですということは、保護者に改めて入園の説明会のときにお知らせしますし、それについては重要事項説明書という、保護者に署名をもらう書類にも記載しますので、そういった形で周知を図ってまいると聞いております。

○永田委員長 はい。じゃあ、④の車の送迎について、質疑はございますか。（発言する者あり）

西岡委員。

○西岡委員 あ、どうぞ。（発言する者あり）

○永田委員長 じゃあ、西岡委員。

○西岡委員 ちょっと一言だけ、すみません。

駐車場は、こちらはもともとないんですか。（「駐車場、近所ないの、あそこは」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）

○永田委員長 子育て推進課長。

○中根子育て推進課長 保護者の送迎用のための駐車場というのは、ございません。保育園に搬出入、例えば調理用の食材を納入する車とか、シーツとかのリネンの車とか、そういった車が1台とめられるようスペースはございます。

○西岡委員 わかりました。ありがとうございました。（発言する者あり）

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 基本的に保育園ですから、ご両親がお仕事をしていたりとか、なかなか自分で子どもの面倒を見れないと。で、預けるというのが基本ですよね。そうすると、仕事の帰り、車でそこに寄って、お子さんを引き取って帰る、もしくは会社に行くときに預けていくという実態もあると思うんですね。だから、保育園の前に車をとめて、で、送り迎えと、これはだめです。ただ、近隣にパーキングがあるとか、駐車場にちゃんと入れて、そこからお子さんを保育園に預けて、またパーキングに戻って自分は行くと、そういうところまでは、これは規制をしないということで理解してよろしいでしょうか。

○中根子育て推進課長 河合委員のおっしゃるとおりで、園の前に車を乗りつけて送迎するということはやめてくださいということです。ですので、きちんと近隣のパーキングに入れてという、そこから歩いて保育園まで来て、で、そのパーキングまで戻ってというこ

とであれば、周囲の方に特段、迷惑がかかるような話でもございませんので、それについて禁止するものではありません。

○永田委員長 近隣のパーキングがこういうところにありますよということを、情報を保護者に対して提供するというようなことは、事業者のほうとしては、考えになると思うんですけども、どうですか。

○中根子育て推進課長 改めて周知は、恐らくしないとは思いますが、もう現地に行きますと、もうパーキングの看板が周辺に三つ、四つ、五つありますので、改めて多分周知ということはなくても、多分保護者の方がよくご存じなんではないかというふうに思っております。

○永田委員長 あと、路上駐車していくということはないとしながらも、誰か例えば保護者で、じゃあ、お父さんが待っていますとかお母さんが待っていますとかあるかもしれないので、最高裁通りのところのガソリンスタンドとか、いろんな飲食店があると思うので、そういうところに、いつからこういう保育園が開園しますということの情報提供もする必要があるかと思いますが、その点についてはどうでしょうかね。

○中根子育て推進課長 そのような対応を考えていきたいと思えます。

○永田委員長 はい。お願いします。

副委員長。

○牛尾副委員長 あそこは、本当に保育園がちょっと奥まっけていて、奥まっているちょっと先にコインパーキングがありますよね。ね。で、パーキングを利用していいですよとなると、あそこの奥まったところに車が入っちゃう。もちろん、車が入ることによって子どもたちの危険というのも増すと思うんですけども。だから、原則は車がだめですよとしながらも、もし、どうしても万が一、車を使用しなければいけないということであれば、新たに入らない。要するにパーキングがありますけど、あそこのパーキングを利用せずに、例えば最高裁のあそこの通りまでとかね。そういったやっぱり、ということを行わないと、例えば、誰か1人乗っていて、だったらいいだろうとか、そういったことになるから、あそこの狭い通りに入らないようにというような、その注意はやっぱりしっかりしておくべきかなというふうに思いますけれども、いかがですかね。

○永田委員長 これ、狭いところで、近隣の迷惑に――そこに車が何台も入っていったら、多分迷惑になるような場所がパーキングであれば、そこは使わないようにというか、あるいはもう少し利便性のいい場所が広いところで迷惑にならないような駐車場があれば、そっちを使ってくださいみたいな、そういうことなんですかね。（発言する者あり）そんなこと、まあ、そういうことまで想定して、自己責任だからパーキングに入れたからいいでしょうというよりも、あの狭い中に車が入ってくる自体、時点で、近隣の迷惑になるということ牛尾副委員長は言っていると思うんですけども、どうでしょうか。

○中根子育て推進課長 おっしゃっているように、すみません、趣旨はわかりましたので、ちょっと――うん。ある意味、何ていうんでしょう、営業妨害とは言わないですけども、そういう案内をしていいのかどうかという部分については、ちょっと。言っている、おっしゃっている趣旨はわかりましたので、ちょっと……

○牛尾副委員長 だから、注意喚起というかな。

○中根子育て推進課長 はい。要するに、（発言する者あり）基本的にそういうことでは

あるけども、できる限り車で送迎というのはやめていただきたい。どうしても、やっぱりお子さんが足をけがしちゃって歩けないとか、そういうときはさすがに車で来ないと、ということはもちろんありますので、そういったときはそういう対応とかということですが、基本的には車で送り迎えはしないということ、基本的な保育園としての立ち位置というんでしょうか、という送迎上のルールというふうにしたいというふうにご考えております。

○永田委員長 はい。お願いします。

そのほか、車の送迎についてよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

じゃあ、次に行きます。陳情書⑤、楽器の演奏や諸行事の放送など、建物内での保育活動によって生じる音が周囲の建物へ影響が及ばないように、防音サッシの設置などの対策を講じることということですが、これについて執行機関から説明はありますか。

○中根子育て推進課長 まず、基本的な防音対策としまして、もちろん防音ガラスを設置する予定でありますし、あと、その音は、窓の枠というんですか、サッシからも漏れることが多いというふうに聞いておりますので、その部分についても防音サッシを使う予定だというふうに聞いております。

で、楽器の演奏ですけれども、やはり保育をするに当たっては、どうしてもやっぱり、歌のピアノの伴奏ですとか、学芸会とかの木琴とかタンバリンとかを使ってということは、日常の保育の中で使うということはどうしても想定しているところですけども、そういった防音の壁、防音ガラス、防音サッシということで、通常の状態であれば、窓をあげないで、窓を閉めて保育している状態であれば、近隣の方のところまでそういう演奏等の音が響くということはないというふうに想定しております。

あと、すみません、諸行事ですね。諸行事につきましては、基本的には、園庭があるわけではないので、運動会の練習で、ピピーッと笛を使ったりとか、あとは、今から何の練習をしますとかというのは、基本的にはないと聞いています。あるとすると、月1回の避難訓練で、これから避難訓練をやりますというような放送をやるというふうに聞いております。

○永田委員長 はい。

園内の騒音対策について、質問ございますでしょうか。

○池田委員 今の説明では、運動会は、もちろんそこではということでしたけれども、今わかる範囲でいいんですけども、運動会はどこかの学校の校庭とかを借りる予定は、いかがなんでしょうか。

○中根子育て推進課長 あ、申しわけございません。今、学校を借りる——近隣の学校を借りるように今手配はして、もうすぐ調うと聞いているので、すみません、どこであったか、ちょっとすみません、ちょっと記憶が定かでないんで。何しろ近隣の小学校をお借りして、やる予定と聞いております。

○池田委員 はい、わかりました。その準備も含めて、園庭がないにしても、お部屋の中で練習をするだとか、そういうところはあると思いますから、そのあたりの音の漏れというのがないようにしていただきたいというのは、あります。

で、その前のほうの楽器の演奏についてなんですけれども、前に委員長もおっしゃっていましたが、例えば、そういう楽器の練習も含めて、定期的に地域の方をお誘いしてといますかね、演奏会というと大げさですけれども、そういう地域との連携、コミュニケーションが図れるようなそういう企画をすれば、また、ある程度の歩み寄りもあるんじゃないかなと思うんですけども、いかがでしょう。

○中根子育て推進課長 すみません。今のところ、すみません、事業者とそういう話し合はしていなかったもので、ちょっと明確に、できますというふうに申し上げられないんですけども、そのようなことも、ちょっと事業者と今後話し合う機会はありますので、話し合ったいと思います。

○永田委員長 はい。

園内の騒音対策について、ほかによろしいでしょうか。

○小野委員 一方で、お子さんたちが目いっぱい元気よく歌を歌ったりとか、それから楽器の演奏で、それぞれの何かイベントの準備をしたりとかいうことは、保育活動の中で非常に重要だと思います。一方で、ここにあるように、やっぱり、そうした音というのが、非常に隣接しているがために心配をされるということもよく理解ができます。

防音サッシを使われるということなんですけれども、ちょっと細かいことなんですけれども、例えばこれが一重サッシなのか二重サッシなのかということで変わったりだとか、あと、先ほど窓をあけていなければということだったんですけども、窓のあけ閉めまで細やかにルール化するかどうかということも、今後の協議として、せめて音が漏れるときの配慮などについては、区からそういう指導ができるのかどうかですとか、そのあたりのことを教えてください。お願いします。

○中根子育て推進課長 指導という面では、ちょっと指導とまではいかないですけども、事業者と協議というか相談というか、というのは、もちろんすることは可能ですので、それは今後も、そういう地域からの苦情等が発生する場合は、事業者と、こういう苦情を受けているけどという話し合いをしてまいりたいと思います。

で、すみません。防音サッシとかのグレードというんでしょうか、質なんですけども、窓は防音のペアガラスだというふうに聞いております。

○小野委員 あ、ペアガラス。

○中根子育て推進課長 ちょっと、すみません、防音サッシに、そういう、何かあるのかと承知していないんですけども、仕様としては、T2サッシということで、防音性の高いサッシを使うというふうに聞いております。

○小野委員 ありがとうございます。T2だと、多分、実際は、学校で言うと音楽室ではT2は使っていないと思うんですけども。というのも、レベル感がいろいろあって、多分防音サッシを使わなくてもいい、いわゆる環境のところもあれば、防音サッシをレベルをアップしたほうがいい環境のところもあると思っています。となると、多分保育園をつくるときの一律の、多分基準というのがあって、その一律の基準を守らなければ建築ができないとかいうことであれば別ですけども、そうでないということであれば、こうした近隣に音が及びやすいというときには、そのレベルをちょっと、今後協議をして上げていくとか、全部だと費用的に厳しいから、例えばこの部屋だけは防音効果を高めていくとか、そういったところについて協議は可能でしょうか。

○中根子育て推進課長 まず、建物の配置上、保育室自体が、道路寄りに保育室があります。というのは、もちろん日差しを取り入れるということもありますので、道路寄りに保育室があって、で、その保育室の内側というんでしょうか、道路から離れたところに、内部の階段ですとか事務スペースとかということがございますので、保育の音は、基本的には、道路面ですので、道路側は直接隣地と接してございませんし、その後ろ側の部分につきましては、建物の構造で保育室から隣地とは距離が一定程度とられますので、そういう面で、T2という部分で防音性能がその程度で、今回の物件については足りるというふうに、事業者として判断しているというふうに聞いておりますので。ただ、基本的には、その防音するというのは、やはり地域を含めて、保育園をつくるに当たって配慮すべき事項、重要な話ではありますので、基本的にT2サッシを使うというのは、どこの事業者も防音対策としてやっているレベルというふうに聞いております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。じゃあ、基本はT2であるということですね。一方で、場所によってはT3を使うという可能性が、ここではもちろん、それについてジャッジはできないと思うんですけども、場合によっては、可能性としてあるかどうか。協議の可能性ですね。細かくて申しわけありません。

○中根子育て推進課長 すみません。ちょっと、そのサッシの性能等級の表をちょっと忘れてしまったので、T3があるのかどうかということも、ちょっと定かではないんですけども……

○小野委員 あります、T4まで。

○中根子育て推進課長 あ、あるんですか。

○小野委員 T4まであります。

○中根子育て推進課長 じゃあ、その部分につきまして、ちょっと、はい、もちろん事業者と、どうですかねという話をすることは可能ですので、それについては、きょうのご意見を踏まえて、ちょっと事業者と、もう一度意見交換をしたいと思います。

○小野委員 ありがとうございます。

○永田委員長 ⑤について、ほか、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

じゃあ、次行きます。陳情書⑥、給食調理室から生じる臭気が、周囲の建物内へ影響が及ばないような対策を講じることということですが、これについて、執行機関から説明はありますか。

○中根子育て推進課長 まず、基本的なつくりとしまして、給食調理室は1階にございますが、その調理の吹き出し口は、1階から屋上まで上げて、屋上から排出するということになっております。で、その排出口につきまして、隣地に吹き出し口を向けるのではなくて、その自分の建物のほうに向ける。何でしょう、Uの字のように戻ってきて、かつ、その自分の屋上の、屋上、何ていうんでしょう、屋上に向かって吹き出すというような形を考えて、構造上はそのようなつくりを考えております。そして、あわせて、もちろん消臭フィルターを設置しますので、よっぽど吹き出し口に近づけて、どのくらいにおうかなとやれば、においはするとは思いますがけれども、それが拡散されて、何でしょう、普通に、ある程度離れたところからすれば、もうにおわない程度までに、そのにおい自体は、その

消臭フィルターでなくなるというふうに聞いております。

○永田委員長 はい。じゃあ、この件について、質疑を受けます。

○河合委員 今、地域でもこのにおいの問題がね。若干レベルは違うんだけども、中華料理屋さんが来て近隣がにおうとか、ステーキハウスの煙が本当に来ちゃって困るとかね。で、今お話を聞いて少し安心をしたんですけども、やはりそのメンテが大事だと思うんで、そこは、業者と徹底的に、必ずメンテをするようにということの、後々のことも含めてしっかりと協議をお願いしたいと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○中根子育て推進課長 今、河合委員が言われたそういう種類のお店と比べると、小さいお子さんですので、そういう、何ていうんでしょう、脂ぎった料理とかというか、出るわけでもないの、においは、そういうお店と、あのお店をイメージされると、それよりは相当程度、そういうにおいは出ないと思ひます。ただ、そういうメンテの部分については大変重要だと思ひますので、その点については事業者としっかりと確認してまいりたいと思ひます。

○永田委員長 これ、においについての懸念はもっともだと思ひますけども、他の園で近隣からのにおいに関する苦情というんですかね。そういうのは実際にあったこと——あったんですか。事例はあるのにと。あったのかどうか。

○中根子育て推進課長 ちょっと、今回のその設置事業者の件でございますけれども、やはり一番直近ですと渋谷で開園した実績がありますけれども、そこで同じ対策をとっているんですけれども、そのとっている園で苦情は生じていないというふうに聞いております。

○永田委員長 わかりました。

じゃあ、この件について質疑。

○西岡委員 西岡です。すみません。

今の件で、U字型の吹き出し口ということで、それは子どもたちが遊ぶ側じゃなくて、その遊ばないような、入らない側につけていただけということでよろしいんでしょうか。

○中根子育て推進課長 先ほど申し上げました、お子さんが遊ぶエリアは、8メートル・8メートルで柵をつくって、一旦そこからは、もう、外に行けないような形の仕切りがあります。その外側に、そういう、何でしょう、空調のああいうファンというんでしょうか、設置する場所とかというのが、これの外側にまだありますので、その部分に吹き出るような形になります。

○西岡委員 はい。安心しました。ありがとうございます。

○永田委員長 はい。

この件について、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

じゃあ、次に行きます。陳情書⑦、一定時間内に70数名の園児と親が集中しあらゆる面で危険な為、園児の削減を求めるといふことですが、これについて、執行機関から説明はありますか。

○中根子育て推進課長 今予定している定員は75名です。で、この75名につきましては、もちろん敷地の大きさから、事業者として、その建物の賃料等を考えて、採算がとれるところの設定であります。と同時に、区としましても、この地域につきましては、その

麴町大通りより南側につきましては、保育施設がありませんで、大変貴重な保育園でございますので、できる限り定員を多く願いたいというふうには、事業者と話もしておりますので、これにつきましては、大変申しわけないんですが、削減するというのはなかなか難しいというふうに考えております。

○永田委員長 わかりました。

じゃあ、この件について、質疑を受けます。

○牛尾副委員長 千代田区も認可保育園に入れない子どもたちが多数いますんで、人数の確保、定員の確保というのが非常に大事なことだというふうに思うんですけども、一方で、この事業者を募集するときの区のその要項では、50名以上となっているんですけども、50名以上でもいいよということだったんですよ。そこはいかがですか。

○中根子育て推進課長 提案する保育園の定員が、50名以上であればよいということですので、敷地がここの平河町の保育園より、一回りとか二回りちっちゃい場所でも、50名以上であればいいということでございますので、可能なその敷地というか可能な建物というんでしょうか、で、それを事業者が見つめてきて、設定する定員が50名以上ということですので、ここを何名にするかというのは、そこについては事業者の判断によっているところであります。

○牛尾副委員長 今、確かに認可保育園の待機児問題というのは大変ですし、確かにこの地域は保育園ないから。今その75名、これを減らすというのは、そうした問題からも困難だというふうなことを言っていたんですけど、提案のときは50名以上であれば、いいですよというふうには区は言っているわけですよ、区は。ね。だから、この70名以上になると、やっぱり採算の問題、これが一番大きいのかなというふうに思うんですよ。で、確かに保育園、民間がやりますから、やっぱりどうしても、採算がとれないとやっていけないというのはあると思うんですけども、やはり一方で、地域の方から、70名だと、やっぱり危ないんじゃないかというような意見もあるわけで、例えばほかの方法で、何かしらこう、対策というのがとれないものなのかなというのはあるんですけども、そこはよく、園ともちょっと協議をしっかりとさせていただきたいと思うんですよ。確かに待機児の対策というのは必要ですけど、区としては、別にここだけじゃなくて、ほかにもどんどん認可園をつくっていけばいいわけで、そうした上で対応できると思うんで、事業者とよく話し合っていたらいいと思いますけど、いかがですかね。

○中根子育て推進課長 75名定員ということで、今既に東京都の計画承認自体はもらっておりますので、ただ、減らすこと自体は、計画承認からの変更事項として、認可がおりなくなるような話ではないとは思いますが、ただ、もちろん副委員長おっしゃられたとおり、採算という部分は、もちろん社会福祉法人とはいえ採算というのはありますので、その部分については、これまでの中でも、採算について検討されて、事業者としても難しいというふうにいただいておりますけれども、改めてもう一度どうでしょうかということを行うことはできるかと思っておりますので、ただ、減らすというお約束をこの場ですることは、申しわけないですが……

○牛尾副委員長 もう一度話し合ってください。

○中根子育て推進課長 はい。できない状況です。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 千代田区は、実質待機児童ゼロを目指して、今頑張っているわけですね。そうすると、今、牛尾副委員長の言った指定管理者の弊害の話と、この待機児童ゼロを目指すという話とごっちゃにすると、これ、区の施策ですから、ばらばらになっちゃうんだよ。要するに、今、待機児童がいるという現状を踏まえて、どうやって対策をしていくかということだから、これはもう、近隣の方には、区の施策と、こうなんですということを粘り強く説明をしてご理解をいただくしか、私はないと思うんだけど。ちょっと今の答弁だと、どっちつかずの答弁なので、ちょっと不安になったんで、もう一度その辺はお願いできますか。

○中根子育て推進課長 申しわけございません。事業者と減らすような相談をしてまいりたいというような答弁を差し上げてしまったかと思えますけれども、おっしゃるとおり、区としては待機児童対策として、保育園をつくってほしいというような、強い、地域の、千代田区民全体の強い要望もありますし、待機児童ゼロを目指すというのは区政の最重要課題ですので、75名という定員については、申しわけないですがこのままでいきたいというふうに、すみません、改めて答弁し直しさせていただきます。

○永田委員長 西岡委員。

○西岡委員 西岡です。ありがとうございます。

今お話を伺っていて、保育園にやはり入れない保護者の方たち、お子さんを入れられないという保護者の方たち、本当に切実なんですよね。だから、75名って、もう、私が思うには少ないと思うくらいなんですけれども。でも、それだと、確かにこの陳情者の方がおっしゃるように、危ないというのがありますし、いろんな、騒音という意味でも、いろんな面での陳情が出ているということなんですけれども、これをよく見ると、一定時間内に児童が集中すると、親も集中すると危ないということなので、歳児に分けて、この時間に、主に、じゃあ0歳児から1歳児はこの時間にとか、そういう、最初のトライアルとして、何かこう、時間帯を見てみるというのはいいのかなと思いますけれども、その一定時間内に集中するのは、確かに危ないなと思いますので、園の人数を減らすことと、この安全面というのは、また別の、切り離れた話じゃないかなと思うので、もう一回それはご検討いただけないでしょうか。

○中根子育て推進課長 まず園児と親が集中するというこの件ですけれども、先ほどたかざわ委員がおっしゃっていただいたとおり、保育園の送り迎えですので、一定程度の7時半から9時あるいは4時から7時とかという、その一定の時間、広い90分とか2時間とかという間に、ばらばらと来る、送り迎えするという状況ですので、多分一定時間にもう、すごい、15人、20人がどんと来るような形にはならないと思います。

ただ、その、ですので、一定の時期に大勢の人がどっと集まるような場面として想定されるのは、例えば、卒園式とか、あとは保育参観ですとか、そういった場の――保育参観も午前中の間だけご自由にどうぞという形になるので、卒園式とか、発表会をもし中でやるようなことがあれば、そういった場面は一時期に、それこそ70名の保護者と園児が一斉に集まるということはあるかもしれませんが、そういうときは速やかに建物の中に入るようなご案内というのは可能だと思いますので、で、そのときに道路を広がって歩かないようにとかということは、そういう行事のお知らせの中にきちんと盛り込むような形で、周りの方に迷惑がかかったりしないような、そういう対応というのは可能だと思います。

ます。

○西岡委員 ありがとうございます。そうしましたら、今のご説明を、この近隣の住民の方に、日々の通園においては、一定程度、安全面も考慮していると。じゃあ何十人がまとまって一気に来るということはないというご説明をして差し上げないと、多分ご不安。だからこそこういう陳情が出ているんだと思うんですけども。

あと、今おっしゃったように、年に数回、卒園式、入園式とかで一気に人がふえるという場合は、もちろん、先ほど委員長もおっしゃっていましたが、近隣の方に都度ご案内を差し上げて、こういうふうに関催されるのでということ、その辺の配慮を、こうしていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

○中根子育て推進課長 はい。そのような対応を事業者と協議してまいりたいと思います。

○永田委員長 これ、卒園、入園といっても、75名全員がまとまってやるということはないわけですね、そもそも。（発言する者あり）そもそも。そこは、ちゃんと確認しておきたいなと思ったんですけど。

○中根子育て推進課長 例えば、卒園式ですと、0とか2歳とか3歳ぐらいまでのお子さんは多分来ないので、多分4歳・5歳児さんとかだけになったりしますので、まあ、そんなに本当に、もう75名が、全員がどっと、全員集合してというような行事は、（発言する者あり）基本的にはないんじゃないかなというふうに思います。

○永田委員長 はい、わかりました。

この件について、ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

じゃあ、⑦番は終了して、陳情書⑧、以上の点を、私たちが建築主や保育事業者と話し合う機会を持てるように、区が両者に協力を依頼することということですが、これについて、執行機関から説明はありますか。

○中根子育て推進課長 事業者とも、この陳情が出る以前からもそういう話はしておりまして、陳情が出た後も、事業者と話し合いの場を昨日も持ちまして、そういったことをできる、してほしいということはもちろん伝えて、事業者のほうもその考えでありますというふうなお答えをいただいております。

直近としては、工事の部分については、もう、これ、間もなく、先ほど申し上げた大きな車両が来るような工事が始まりますので、そういった7月の中旬ぐらいをめぐりに、今後の、今までの工事の進捗状況のご説明ですとか今後の工事の予定とかというのは、工事事業者については予定しているというふうに聞いております。

○永田委員長 はい。陳情⑧番について、質疑を受けます。

○池田委員 これまでに、これだけの陳情を、もう工事が始まってからもらったということは、やはり、そのもっと前から、1年以上前から、しっかりと地域の方に、誠意を持って話をしていっていたら、もっと、こんなことにはと思うんですけども、そのあたり、改めて区としてのお考えというか、今の認識をお聞かせ願えますか。

○中根子育て推進課長 おっしゃるとおり、私どもとしては、できる限り地域の方と、ご理解いただくようにと、こういう説明についてもしてきたと思っておるんですけども、ご意見のとおり陳情が出てきているわけですので、陳情者の方としてはご不満に思われて

いるということですので、今後そういう対応について改めて考え直して、どのような対応するかというのは考え直してまいりたいと思います。

○池田委員 考え直すといえますか、しっかりと受けとめながら対応していただきたいと思います。で、逆に、今、もう工事が始まっている場合は、工事の事業者との、今度は地域の方との接触が多くなりますから、この開園する保育園のほうの事業者ではなく、あと、日常的に触れ合う方たちとのしっかりとした対応を求めますけれども、そのあたりはいかがですか。

○中根子育て推進課長 工事事業者と、きょうの話を踏まえて、きちんと工事事業者と話をして、そういう対応ができるようにしてまいりたいと思います。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 こういう陳情が出てきたという前に、やはりこれだけの要望があるわけですから、地域の住民の方から何かしらの意見というのは、区のほうにも事業者のほうにもあったと思うんですね。それが手紙なのか電話なのか面談なのかわかりませんが、こういった要望というのは繰り返し来ていたんじゃないですかね。いかがですかね。

○中根子育て推進課長 おっしゃるとおり、これまでも電話なりあったときとか、あるいは、そういう説明会の場とかで、こういう、この件についてはご意見を頂戴していただいて、今お答えした、これまでのこの陳情審査の中で、質疑でお答えした内容についても、ほとんどが陳情者に対してはお答えしている内容になっております。ただ、改めて陳情という形で、しっかりやってもらいたいということ、陳情者はこの文書でお示しされているんだと思います。

○牛尾副委員長 だから、陳情者の方も、70名が云々という問題とか、給食調理室の問題とか、騒音の問題とか、ある程度こういう状況になりますという話は聞いていて、だけれど納得いかないということで、こういう陳情に出てきたと思うんですね。だから、やっぱり最初に保育園の建設ありきという立場で臨んじやうと、何と申しますかね、住民からすれば、私たちの知らないところでというふうになってしまうと思うんですね。だから、今後は、先ほど最初に言いましたけれど、ちゃんと地域住民の方の理解を得た上で業者を選定するという手順をしっかりとってほしいです。まあ、今回の場合は、もうここまで工事が始まってきちゃっているということですが、本当に住民の方が納得のいく話し合いをすることは、もう区の責任で、業者任せにしないで区の責任で、区もしっかり説明責任を果たしていくという立場で、やっぱりやっていただきたいと思うんですね。民間事業者が運営する保育園ですけれども、そうはいても、やっぱり保育園というのは、最初に言ったとおり公共的なものですし、区としての待機児童対策の一環でもあるわけだから、区がやっぱり前面に立つぐらいの思いで、しっかりと説明、十分納得を得られることを努力していただきたいと思うんですね。いかがですか。

○中根子育て推進課長 これまでも、私立の、誘致した保育園の開園につきましては、区が前面に立ってやってきておりますので、今後もそのような形で進めたいと思っておりますが、必ずその保育園開園に当たって、地域の合意がという部分につきましては、もちろん地域のご理解を得て円満にというのがもちろん一番望ましいというのは重々わかっておりますけれども、この待機児童をゼロという最重要の区政課題について何とか方向性という部分につきましては、やっぱりスケジュール感というんでしょうか、それもどうして

もごさいますので、それを、まだ絶対というふうにお約束は、もちろん、ちょっとこの場で難しいのが現状ですけども、地域の合意を得て保育園の開園をという部分については、おっしゃっている意味はもちろんよくわかりますので、そういう形になるように最大限努力してまいりたいと思います。

○牛尾副委員長 最大限努力ということはぜひやっていただきたいんですけども、やっぱり、これ、繰り返しになりますけれど、やっぱり保育園は地域のコミュニティの一つなんで、やっぱり住民と保育園の間が、関係がよくなる限り、やっぱりそこに通う子どもたちにとっても、やっぱり大変な思い、親御さんにとっても大変な思いになると思うんで、そこは、ぜひ、根本に置いて、しっかり対応していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○中根子育て推進課長 地域の意見を無視してまで、保育園を必ず進めますというご趣旨の、もちろん答弁ではございません。地域の合意を得て開園できるというのが、工事中とかにも、やっぱりきょうの審査でもありましたけどご迷惑がかかりますし、開園後も何かしらの心配を地域の方からということはもちろんありますので、できる限り、地域、合意を得るように努力して、その暁に保育園ができるというようなことを最善の策として取り組んでいくということについては、そのように進めていきたいと思います。

○牛尾副委員長 最後に。話し合いの機会を持てるようにということですけど、話し合いを持った場合、やっぱりどうしても決裂しちゃうということがあると思うんですけども、決裂して、もう、このまま終わりというふうにするんじゃなくて、やっぱり話し合いについては、繰り返ししっかりと行っていくという姿勢でやっていただきたいと思うんで、それはよろしくをお願いします。

○中根子育て推進課長 決裂、まあ、意見が合意できない場面ももちろんあると思いますので、ただ、それでもう、そこで、はい終わりというわけじゃなくて、そういう定期的に、そういう形で、また話ができる場を持つということは、そのように努めてまいりたいと思います。

○永田委員長 はい。

この⑧番について。

小野委員。

○小野委員 今、これからいろんな話し合う場を持っていかれるということだったんですけども、具体的に、例えばなんですけど、全員に同じ情報を、同じように届けるというのは難しいと思います。一方で、こうした住民の方々から上がる声としてあるのが、私は聞いている、私は聞いていないというような、情報のばらつきというの、よく見られると思います。このあたりで、限りなく情報のばらつきをなくするために、皆様に同じように情報をお届けしつつ、そして、皆様がいるところでオープンに意見を頂戴するという場をつくるとしたときに、区としては、どのような方法だとか、または時間の設定ですとかあると思うんですけども、今お考えのことがあったら、ぜひそこをお聞かせください。

○中根子育て推進課長 その説明の機会ですけども、工事事業者のほうも直近で予定しているのは、現場の近くの工事の事務所で、現場管理事務所でやると聞いておりますので、比較的そういう参加しやすい場所。で、今回については、平日の夜間の時間で、やっぱりお勤めしている方も参加しやすい時間帯ということなのでやるというふうに、今、事業者と調

整しておりますので、そういう場をできる限り設けていくというふうに、事業者と、今、方向性としてはそのような形になっております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。今、いわゆるお勤めの方にも配慮した時間帯を考慮して調整中ということですね。そのように事業者に言うておりますという語尾が非常に多いかなと思ったんですけど、その場に区の方はどなたかいるとか、そうしたところについて、もし決まっていたら教えていただけますか。

○中根子育て推進課長 まず、当面の7月については、今回のこの陳情者のご意向もございますし、事業者と陳情者の地域の方等の、その、何ていうんでしょう、仲介、うまくこう、間を取り持つというような役割も必要かと思っておりますので、私が参加する予定でおります。

○小野委員 ありがとうございます。そうですね。やはり、区の方が1人いるだけで、安心感も全然違うと思っておりますので、非常に時間帯もばらつきがあって大変だと思っておりますけれども、よろしく願いいたします。

先ほどから、もう、本当に、例えば、園のいろんなイベントにご招待してはいかがとか、とてもすばらしいなと思いつつながら、ほかの委員の方々の意見を聞いておりました。で、そうしたところも含めて、近隣の住民の方々とのよい関係性を構築していくにはどういうものが必要なのかということ、これを機にしっかりと考えていくことが、今後保育園をどんどんふやしていかなきゃいけないというところで大事なんじゃないかなと思っております。

例えば、災害時のときには、70名のお子様を保育士の方々だけで全てカバーができるかということ、難しくなってくると思うんですね。そういうときにはやはり近隣の方々のご協力というのが非常に重要になってくると思います。そうした災害時のことについて、今後何か皆様とお話をされる機会だとか、それから事業者とそうした申し合わせをするだとかいうことは計画されていますか。

○中根子育て推進課長 災害時の件ですけれども、もう、事業者とは今後の話し合いにはなってくるんですけども、基本的な考えとしまして、災害が起きた場合でも、基本的には、園が火事になって居られないような状況が生じない限り、保護者の方が来るまで、そこに、保育園にとどまるというのが基本的な形になります。で、万が一、保育園自体が火事あるいは周辺が火事になってしまつてというような場合は、近隣の公立保育園と連携するという考えになっておりますので、ここですと、恐らく麴町保育園と連携して、麴町保育園で一旦避難するようにしてという形に、で、保護者の迎えるのを待つというような形になろうかと思っております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。地震ですとか、今後、いろんなことが懸念される時期でもありますので、ぜひ、災害時についても、近隣の方々とのさまざまな、今後のことも考えて、関係性というのを、ぜひ、よくしていく努力を続けていただければなと思います。

以上です。ありがとうございます。

○永田委員長 これは要望で、じゃあ、そのとおりお願いします。

この⑧番について。

たかざわ委員。

○たかざわ委員 これまでに、業者、それから近隣の方、それと区と、三者で話し合いは、何回ぐらい持ったんですか。

○中根子育て推進課長 事業者と入って、一斉の説明会という形は、5月と12月だけになろうかと思います。ただ、個別に訪問して、そういった、こういう対策をとりますよとかという説明というのは、その個人個人に対して説明というのは、相当程度の数になっていると思います。

○たかざわ委員 今の時点になって、近隣の方から、建築主や保育事業者と話し合う機会を持てるようにというような陳情が出てくるのは何でかなと思っているわけです。ですから、やはりそういう形できちっとそういう場所を設けて、区が仲介をしてという形ですかね。そこでそういう話し合いをしていけば、今ここで出てくるような問題が、そんな不安も解消できるんじゃないか、ある程度。

ここで今ざっと見ますと、②番と⑦番ですよね。はい、わかりました、じゃあそうしますというのができないのが。そのほかのことは、きちっと安全対策もとりますし、対応していきますということですよ。そうであるんならば、ほとんどもう、防音サッシもつけます、何もしますという形なんで、きちっとそういう話ができていると、やっぱりこんなような陳情は上がってこなかったと思うんですね。ですから、このような、②番と⑦番だけはちょっと無理ですよという話はきちっとさせていただいて、それ、あとのところはちゃんと対応しますという形で話し合いを持っていけば、こういうことがなかったと思うんですが、その辺はいかがですか。足りないと思わないの。

○中根子育て推進課長 これまでも、おっしゃるとおり、こういう疑問点、不安点については、ご説明をしまいたって来たところではありますけれども、改めてこのような形が出ておりますので、その点については、もう一度、これとこれはどうしても難しいけれども、これはこのような形でやっていきますというのは、改めてそういう説明の場を通じて、皆様に知ってもらおうようにしていきたいと思います。

○永田委員長 はい。よろしいですか。

⑧番について、よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

では、以上で全ての項目を確認しましたが、全体を通して、委員の皆様からご意見、確認事項等ありましたら、着席のまま構いませんので、いろいろ発言していただければと思いますが、どうでしょうか。特によろしいですか。（発言する者あり）

○永田委員長 はい、わかりました。（「小野さんが」と呼ぶ者あり）

ああ、小野委員。

○小野委員 もう本当に、これから1万人以上、住民がふえていくという中で、保育園をどんどんふやしていくといっても、これだけ地価が高くて、かつ、土地が少ないというのは、大変だと思います。今度、神田でできるのも、児童公園を潰してつくっているということを知っています。

そんな中で、こうした陳情ですとか、また周りの方々に受け入れられないような保育園を、ある程度、区の施策だからといって、何となく強引に見えるような押し進め方に見えていくと思うんですけど、これをもっと、こう、スムーズにするためにどんなふうにする

ばいいかとかいう知恵を出し合われるようなことというのは、これまでにされたことがありますか。どなたでも結構ですので、お答えいただければありがたいです。

○永田委員長 着席のままでもいいんで、お答え、答弁できれば。

○中根子育て推進課長 保育園の整備については、これまでは、あ、過去には、持ち込みというんでしょうか、事業者からの提案を先着順でというようなことも過去にはやっておりましてけれども、やはり保育の安定的な運営ができる事業者やいいところを選んで、できるだけいい保育園をつくりたいということから今の公募という形に変わっておりますので、これが、一定程度、保育園の、保育需要に相当程度応えつつ、できる限りいい保育を提供できる事業者を選ぶという観点でこの形に今行き着いていますので、それはこれまでやってきたことなんですけれども、それ以外、それ以上に何か具体的ないい方策があるかというところ、それ以上というのは、答えは持ち合わせていない状況です。

○大矢子ども部長 座ったままで。

○永田委員長 はい。

○大矢子ども部長 今、そのほかにということだったので、今、区としては、先ほど言いましたように、児童遊園とか旧和泉橋出張所跡地、それから、現在、低未利用地ということで高齢者センター跡地というように、区の低未利用地も積極的に活用していこうということで、民間のほうのそういう持ち込みのものだけでは足りないので、今後もそういう児童遊園あるいは低未利用地等を、区の低未利用地も積極的に、保育園にできそうなところは手を挙げていますので、そういうところもどんどんと活用しながら、総合的にふやしていきたいなというふうに思っています。

○小野委員 はい。

○牛尾副委員長 関連で。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 確かに、保育園をふやしていくということはどうしても求められる話だと思うんですけれども、やはり基本は、やっぱり区の施策と。民間の保育園を誘致するんですけど、区が保育園の定数をふやしていくというふうに、区の施策だというふうに位置づけて、やはり区が保育園をつくる際にやっぱり前面に立っていくということがどうしても求められると思うんですよ。民間事業者は、どうしても、やっぱり保育園をつくらなきゃいけないと。利益がありますからね。利益を含めて保育園をつくりたい、定員をふやしたいというふうになると思うんですよね。しかも、やっぱり地域や住民とのつながりという点では、ほとんどない業者が来るわけじゃないですか。千代田の地域の状況もよくわからないと。地域の状況を知っているというのは、やっぱり区なんですよ。そこは、区は、やっぱりこれだけの保育園が必要だと。ここにつくりたいという住民への説明、そういうのも、やっぱり率先して行っていくということが求められると思うんですよね。私としては、本当に、区立保育園をふやしていくということになれば、こういった問題も少なくなっていくのかなと思うんですけれども、なかなか、ねえ、状況も大変でしょうから、やっぱり民間の力をかりるというふうになっていくんでしょうけれども、この際、もう、今後、民間事業者に対して、地域住民の説明と同意をもらってきてくださいねというふうになっているじゃないですか。そこを民間任せというふうにするんじゃなくて、あくまでもやっぱり、区がふやしていく、区の施策だということで、区が、こういった方法というの

があるかというのは今後の議論なんですけれども、区がやっぱり住民に説明していくと。住民の納得を得ていくと。で、区がやっぱり地域の状況を一番わかっているわけだから。そこは、保育園のつくり方として今後考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思いますけどね。（「委員長、ちょっと休憩した方がいいんじゃないの」と呼ぶ者あり）。
○永田委員長 休憩する。じゃあ、1回休憩して。

午後0時13分休憩

午後0時13分再開

○永田委員長 それでは、再開いたします。

以上で陳情についての質疑を終了します。

取り扱いはいかがいたしますか。

○たかざわ委員 この陳情について、幾つか要望が出ていますけども、できること、できないことがあるわけですよ。それで、この8番目のように、話し合いを持ちたいということなので、きょうの議論を踏まえて、一応お返しして、それで、きちっと、先ほど言ったように三者で、場所を設けて、話し合っていてください。で、この1番目もそうなんですけども、騒音・振動・防塵対策や大型車両云々というのがありますけども、これ、どこまで求められているのかということも、この文章だけじゃ、わかんないですよ。そうしたら、その辺はきちっと丁寧に話し合っていて、その場できちっとご理解いただけるようにしていかないと、これだけで、はい、わかりました、じゃあ、採択です、不採択ですというのは、ちょっとできないでしょ、これ。

○永田委員長 そうですね、はい。

○たかざわ委員 と思いますよ。（発言する者あり）

○永田委員長 ほかにご意見。陳情について。大丈夫ですか。

河合委員。

○河合委員 今のたかざわ委員の意見と一緒になんですけども、きょうの議論した内容を、そのままとめて、陳情者にお返しをしたらどうかなと思っています。

○永田委員長 わかりました。ありがとうございます。

今、たかざわ委員、河合委員からご意見が出たように、本日の議論の内容を陳情者にお返しするという形で、本陳情の、それを結論とするということで、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○たかざわ委員 話し合いを持っていただくことを条件にね。

○永田委員長 そうですね、はい。

副委員長。

○牛尾副委員長 うん。しっかりと納得がいくような話し合いの結論を持っていくということで、これだけの議論をしましたと。で、その内容をお返しして、もしかしたら、それで陳情者さんが納得、すぐにされないかもしれないけれど、その際もしっかりと丁寧に説明をしていくという姿勢で臨んでいただきたいというふうに思います。

○永田委員長 はい。そうですね。

近隣の方を含め陳情者の方のこの内容というのは、もう、もっともなことなので、今後工事あるいは運営していく中でも必ずご迷惑をおかけしていくこととなると思うので、今回の議論をもう一度とめて、陳情者、まあ、全部、例えば定員を減らすとか屋上庭園を

使えないということは、なかなかこう、そのとおり採択することはできなかつたんですけども、可能な限り配慮をするということで……

○たかざわ委員 こういう対策をとりますということで、説明していただいて。

○永田委員長 はい。この当委員会の中で議論がまとまったということで、この内容をそのままお返しして、陳情者にお伝えするというで。

西岡委員。

○西岡委員 ありがとうございます。で、やはりこれだけ、多分本当に、今までの皆さんの意見に同意なんですけれども、多分その8項目だけじゃなくて、本当はもう、これ、絞り出して多分8項目で、本当はいろんな思いがあると思うので。本当にこれはもう、迅速に、期間も今月だったら今月中にというふうに、もうなるべく早く、もう工事も始まっているので、もう迅速に話し合いを、もう、して差し上げたらいいと思います。お願いいたします。もう、これ、お願いします。

○永田委員長 はい。今のいただいた発言も含めて陳情者にお返しするという、内容をお返ししていきますので。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、この審査内容につきまして、今、議論したことを陳情者にお返しするというを、議長へ報告いたします。

以上で陳情審査を終了いたします。

休憩します。

午後0時16分休憩

午後1時37分再開

○永田委員長 それでは、休憩前に引き続き、地域文教委員会を再開いたします。

初めに、欠席届が出ておりますので確認いたします。佐藤指導課長が公務のため午後からの欠席、また、櫻片学務課長が公務のため午後2時半から欠席となります。ご了承をお願いいたします。

それでは、続きまして、日程2、意見書（案）について、お諮りいたします。お手元に、児童虐待防止対策の強化を求める意見書（案）をお配りしております。中身の朗読については、省略でよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

1回、一旦休憩いたします。

午後1時38分休憩

午後1時51分再開

○永田委員長 では、再開します。

児童虐待防止対策の強化を求める意見書（案）につきましては、文言調整の依頼がありましたので、説明をいたします。

1番の後半、「また、民法上の懲戒権のあり方については、引き続き検討すること」。この件については、懲戒権の考えについて意見がさまざまあることから、この部分を削除したいと思いますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。じゃあ、この後半部分を削除して、この意

見書の「（案）」を取りまして、本意見書につきましては、委員会提出議案として本会議に提出したいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、本意見書を委員会提出議案として、本会議に提出いたします。

続いて、報告事項に入ります。3番目、子ども部の（1）障害児ケアプランについて、理事者からの説明を求めます。

○安田児童・家庭支援センター所長 それでは、教育委員会資料1-1並びに1-2に基づきまして、障害児ケアプランについてご説明を申し上げます。

まず、障害児ケアプランにつきましては、障害者のある子どもたちが地域で安心して豊かな生活を送ることのできるような共生社会の実現に向けた道筋となるよう、今年度から、児童・家庭支援センターにおいて、新規事業として取り組みを進めるものでございます。

まず、資料1-1のほうをごらんください。こちらでは、この障害児ケアプラン、この事業の全体像について、概要をこういったイメージ図でお示しをさせていただいたものでございます。

まず、本プランの対象となる方たちでございますが、障害児とその保護者、乳幼児から18歳までの発達障害を含む障害のある児童。その可能性がある児童も含まれます。そして妊産婦を含め、18歳までの障害のある児童の保護者。こういった方たちを対象に、想定しているものでございます。

次に、所管であります児童・家庭支援センター、こちらは発達支援係という組織がございますので、こちらの組織のほうがこのケアプラン事業の所管という形で位置づけをしております。

まず、この障害児ケアプラン事業、トータルに、この事業として位置づけをした場合に、その内容が大きく三つの要素から構成をされております。具体的にそれぞれのその構成要素についてご説明を申し上げます。

まず、（仮称）障害児個別ケアプランの作成。こちらにつきましては、保護者の状況、要望などを踏まえまして、相談員との面談を通して、障害のあるお子さんのライフステージに応じた最適なサービス、または支援メニュー、これを児童一人一人の個別ケアプランとして作成をするものでございます。なお、作成に当たりましては、外部専門家の知見も活用させていただきまして、専門的見地からの判断も求める機会を設けるものでございます。

次に、「子育てカルテ」による各種情報の一元管理。こちらにつきましては、保護者の同意や要望に応じて、学校や関係機関等の支援情報を、「子育てカルテ」という形でまとめまして、児童の情報を一元的に管理・集約をいたしまして、関係機関それぞれに情報の提供、共有を行い、必要に応じてケース会議を行うものでございます。

次に、「障害児相談支援」の実施でございます。こちらにつきましては児童福祉法に基づくサービスでございまして、障害児個別ケアプランの作成に合わせまして、児童福祉法に規定をしております児童発達支援、あるいは放課後等デイサービスなどの障害児支援サービスを利用される児童について、障害児支援利用計画を作成するというものでございます。

なお、この事業を展開するに当たりましては、一番下の段に、関係団体との意見交換といった図をお示ししてございますが、障害者団体等、こちらは具体的に、障害のある児童をお持ちの保護者の団体等との意見交換といったことも、節目節目で実施をしてみたいというふうに考えているところではございます。

また、こちらの資料、左端のほうに、健康推進課、子ども支援課、学務課、指導課といった組織の名称、そして、その下に、フローといいますか、流れ図が記載になっておりますが、これが、それぞれ児童の発達段階、いわゆる児童のライフステージごとに情報をそれぞれ引き継ぎながら推移していくというものでございまして、一番下の段、障害者福祉課というのがございますけれども、こちらにつきましては、18歳以降、いわゆる障害者という位置づけになってからも、就労移行支援、就労継続支援といった、そういったメニューの中で、これまでの蓄積をした子育てカルテによる情報、こういったものを引き継ぎをさせていただいて、生涯にわたり、こういった障害のある方が安心して地域で生活ができるような、そういった支援をさせていただきたいというものでございます。

次に、資料1-2のほうをごらんください。こちらにつきましては、「障害児ケアプラン検討委員会構成員」というタイトルになってございますが、先ほど申し上げましたこちらの障害児ケアプランの検討に当たりまして、外部の専門家の関与を求めてまいりますので、外部の有識者あるいは学識経験者の方たちから、広くご意見を頂戴しながら、あわせて、区内の関係機関、そして区の組織の、例えば子ども部だけではなく保健福祉部とも緊密に連携を図りながら、このケアプラン、この事業を推進していくという体制を構築してみたいというふうに考えているものでございます。

なお、こちらの障害児ケアプラン検討委員会につきましては、第1回の検討委員会の開催を、来る7月8日月曜日午後3時から、開催を予定しているところでございます。

また、このケアプランにつきましては、また、今後進捗に応じまして、節目節目で当委員会にもご報告をさせていただき、またご意見等もお伺いできればというふうに考えているところでございます。

ご説明につきましては以上でございます。

○永田委員長 はい。説明が終わりましたので、障害児ケアプランについて、質疑を受けます。

○牛尾副委員長 0～18歳まで、一貫して、もう障害児の対応を行っていくというプランの作成というのは、非常に意義あるものだと思いますし、実りあるものにしていただきたいと思うんですけども、ちょっとこれを見て、例えば、今その放課後デイサービス等を利用されている方々も、たくさんふえてきておりますけれども、例えば、この間、こういったところでの給付が削減されて、なかなか経営が大変だというふうな事業者さんも出ていますし、で、利用者がふえていって、こういった需要を満たしていく、いわゆるハードのね、ハードをふやしていくということについては、このプランの中で位置づけられるのか、それとも別個で考えていくのか、そこはどうなんですか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいまの副委員長のご質問の、いわゆる現実にハード面も含めて、障害のあるお子さんに対してのサービスの給付の、いわゆるその充実といいますか、例えば、事業所、放課後等デイサービスを実施する事業所をふやすとか、そういったような視点につきましては、これは、例えば、今、保健福祉部のほうと連携を

し、障害者支援課のほうが事務局で運営しております障害者支援協議会という会議体もございますので、そういった場でも、ご意見等をいただきながら、今後につないでいきたいというふうに考えておまして、したがって、この障害児ケアプランというこのフレームの中では、いわゆる既存のサービス、そういったもので、まず一つご利用いただけるようなサービス水準ですとか、あるいはご相談いただく窓口ですとか、そういったものをご案内させていただくということを想定しているものでございます。

○永田委員長 ほかに。

○河合委員 障害児それから障害者の施策って結構たくさんあって、保健福祉の部分とそれから子育ての部分とあるんで、いろんなのがあると、どれがどれだか、基本的にこうわかんなくなってしまうところがあるんだけど。この、どれだっけな、障害児相談支援、ありますよね、この。これ、従来、さくらキッズが、このものを主にこうやっていたと思うんですけども、この、何だっけ、この図の一番下の、（発言する者あり）相談支援みたいなのがあって、さくらキッズでも、相談支援みたいなことで、さくらキッズでも全くやってなかったんだっけ。

○安田児童・家庭支援センター所長 障害児相談支援は……

○河合委員 いいや、答えてくれれば。どう違うのか、ちょっとそこら辺、説明を。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいま河合委員ご質問のとおり、確かになかなかこの、障害者施策といいますか、障害児も含めたサービスの内容が、その名称も含めてわかりにくいというところがございます、この点は私どもも今後なるべくわかりやすく、名称ですとかそういったものも、よりすっきりする形にさせていただきたいと思いますが、この障害児相談支援、これはいわゆる法内のサービスというふうに呼んでおまして、児童福祉法に基づくサービスでございます、これは現在さくらキッズで行っているサービスとは異なるものでございます。さくらキッズのサービスは、いわゆる法外、児童福祉法の外のサービスという位置づけになっておまして、いわゆる児童福祉法に基づく法内のサービスは受給者証というのの交付を受けて、そしてそこにいわゆるサービス水準ですとか、サービスの給付量、そういったものが示されて、それに従ってサービスを受けていただくというものでございまして、さくらキッズのほうは、もっといわゆる柔軟な形で、受給者証を必要としない、いわゆるそういったご相談ですとか支援といったようなことを扱わせていただいているということで、そこは区別をしているものでございます。

○永田委員長 河合委員、よろしいですか。

河合委員。

○河合委員 以前、区長が、児相を23区各自治体でつくらなきゃいけないんですよというときに、何だっけ、子ども総合サポートセンターか、それを設置していくと。その流れの中の一環とは全く別のものだと、これは理解してよろしいんでしょうか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいま河合委員ご質問の（仮称）子ども総合サポートセンター構想。これはまだ引き続き、今、企画調整課が事務局になりまして、検討中でございます。そして、いわゆるこういった障害児ケアプランですとか、あるいは児童相談所といった機能については、その子ども総合サポートセンターの構成要素という位置づけになるものということで、今そこを整理しているところでございまして、なかなか組織がまたがるといいますか、例えば母子保健の保健福祉部、保健所の事業ですとか、あるいは

は、今こういった児童・家庭支援センターが扱う事業といった、そのいわゆる連携といひますか、そういったことも含めて、トータルな概念として、子どもにかかわるそういひたいいわゆる妊娠期から生涯にわたっての、18歳あるいは18歳以降の子どもにかかわるサービスを全て統合したそういひたセンター構想といひたものを、これはまだ今現在検討を進めているところでございます。

○河合委員 そうですね。じゃあ、最後。

そうなんですよね。それでいわゆる所管がまたがるじゃないですか。子どもといひても障害者と、それから何といひかな、子ども部とそれから保健福祉部とまたがる。で、1回、整理をして、何か表みたいになっていると非常に質疑をするのにもわかりやすいかなと思ひますので、今回といひことではなくて、ちょっと正副委員長と相談して、その辺を、今後の議論を進めていく中で、ここはここの所管だといひことがもうちょっと明確になるとありがたいかなと思ひうんで、その辺はよろしくお願ひをしたいと思ひます。

○安田児童・家庭支援センター所長 ご指摘ありがとうございます。大変子どもにとっても大事な視点だと思ひておりますので、今後そういひた情報を整理させていただきまして、改めてまた機会を設けてご説明をさせていただければと思ひます。

○永田委員長 はい。お願ひします。

そのほか。

○池田委員 ちょっと河合委員と少しかぶることもあるんですけども、以前に障害福祉プラン、障害児福祉計画といひる冊子で、そういひ形で0歳から18歳で、18歳以降も継続して障害児についてはケアをしていくんだといひところを認識していたつもりだったんですけども、その福祉プラン、福祉計画と、今回のこの障害児ケアプラン事業の位置づけといひか違いいひものを、少しお聞かせいただけますか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいま池田委員のご質問の障害福祉計画、この中には、いわゆる障害児の計画と、そして18歳以降のいわゆる障害者の方の計画といひた形で、そういひた構成になっておりまして、したがいまして、このいわゆる障害児の計画といひるのは第1期障害児福祉計画といひる形で定めたものでございますが、これは平成32年度末までの成果目標といひる形で、具体的にいわゆるサービスの供給量あるいはハード面の整備の目標、これは先ほど副委員長からもご質問がございましたけれども、そういひたものを目標として掲げたといひるものでございまして、この障害児ケアプランといひるのは、先ほどご説明申し上げましたように、個々のいわゆる障害のあるお子様に対してのいわゆるライフステージごとの今現在のサービスメニュー、ご利用いただける支援のプランといひたもの、あるいは子育てカルテで情報を蓄積させていただき、関係機関同士で連携を図っていくといひたことを想定しているものでございまして、いわゆる区の施策トータルでの、ハード面も含めた目標設定が、ただいまご質問にあつた障害児福祉計画といひるものでございます。

○池田委員 放課後等デイサービスを利用している保護者等に、障害児もそうなんですけれども、なかなか区内でそういひ受け入れが少ないといひるところで、民間も含めた他区で利用されている、通われている方もいらっしゃることはもう承知しているかと思ひますけれども、今回はそういひところのデータを全てまた改めてこちらのほうで集約をしながら、情報を共有して連携していく。それを個々の全くカルテといひるんですか、そういひところ

をまとめて、それを常に、いずれは障害者福祉課のほうにしっかりと引き継ぎをできるようなということで、改めてよろしいのでしょうか。

○安田児童・家庭支援センター所長 池田委員のおっしゃるとおりでございます。

○河合委員 ちょっと関連でいいですか。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 ちょっとわからなかったんで関連でお聞きしますけども、千代田区の障害福祉プランってありますよね。その中に、第1期の障害児福祉計画がある、と。で、その福祉計画の中の位置づけとしてこの障害児ケアプラン事業があるのではないんですか。そうではない。その辺がちょっとこの位置づけがよくわからないんで、ご答弁いただけますか。

○安田児童・家庭支援センター所長 このケアプランは、この第1期の障害児福祉計画の中で具体的にケアプランを定めますというところがうたっていないものでございまして、繰り返しになりますが、こちらの障害児福祉計画のほうは、いわゆる成果目標として時限を定めて、例えば平成32年度末までに児童発達支援事業所を1カ所整備します、あるいは放課後等デイサービス事業所を32年度末までに1カ所整備しますといったようなハード面の目標設定、あるいはサービスの見込み量、そういったものについて、これは計画をしているというものでございます。

○永田委員長 よろしいですか。

小野委員。

○小野委員 ありがとうございます。いろんな連携をしっかりと組んで、これからさらにケアプランをしっかりとされていくということが何となくわかりました。今回、発達障害のことがここに入っているんですけども、発達障害の早期発見が二次的障害の防止になると思います。ですので、それについての検査なども精力的にしていると思うんですけども、一方で、早期発見でわかった段階で、受け入れがさくらキッズだけで現在足りているのかどうなのかというところを教えてくださいませんか。

○安田児童・家庭支援センター所長 これ、いわゆる就学、学校のほうにつないでいくに当たりまして、これはなかなかやはり個々の保護者のお考えですとか、そういったものもございまして、今現在、例えば特別支援学級といったような、そういった形での就学に当たっては特別支援学級のほうにつながせていただくといったような、そういった形で、主に、現在、さくらキッズのほうに通われているお子様については対応させていただいているというところではございまして、千代田区の特別支援教育の枠組みの中で、例えば特別支援教室あるいは特別支援学級といった、こういったようなそれぞれの学習の窓口と申しますか、そういったものを設けているところではございますので、現在はいわゆるオーバーフローと申しますか、ちょっとこういった受け入れの窓口が足りないということでは、まだなっていないというふうに認識をしております。

○小野委員 ありがとうございます。では、今のさくらキッズで受け入れは十分に足りているということで認識をいたしました。

今後、例えば適切に療育をしていく中で、どちらかという、社会性も含めてですけれども、一般社会で皆さんが活動していけるようにというケアをしっかりとされていくと思うんですけど、一方で発達障害の場合、高い能力を備えているお子さんもいらっしゃると思います。そうした強みというものをより支援をしていくということを今後検討はされます

でしょうか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ただいま小野委員ご質問のとおり、確かにいわゆる発達障害のお子様の中にもいろいろなタイプのお子様がいっぱいいますので、例えばIQが非常に高い方ですとか、個々のお子様の状況に応じて、いわゆる強みといいますか、そういったものをより引き出して、そのお子さんの今後の生育につなげていくような、これもやはりさくらキッズのほうとも改めてそこはしっかりと連携を図りながら、またご要望に応じてこういったケアプランにも反映をさせていただければというふうに思っております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。

○永田委員長 いいですか。

池田委員。

○池田委員 確かにこれまでも子ども部のこういった取り組みというのは非常にもうきめ細やかで、これからも地域共生社会を目指していく中では、今、小野委員も言われたように、個々の性格はあると思いますけれども、私も何度か質問したことがあります。子ども部がしっかりとやってきたのを、確かにこの所管ですから障害児ケアプラン事業ということで位置づけていますけれども、この図の一番左下にありますけれども、しっかりと、ここの障害者福祉課に就労支援も含めて、しっかりとしたそこまでのケアを求めている保護者の方も多くいると思うんです。ここに0から18歳というのは十分私たちもやってきていると思っていますけれども、そのところの、今言った、同じような発達支援でも発達障害でも、いろんな、個性的な方もいっぱいいますけれども、しっかりとした就労支援というのを、もっとさらに必要があるんじゃないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○安田児童・家庭支援センター所長 ありがとうございます。ただいまの池田委員のご指摘につきましても、非常に重要な視点というふうに認識をしておりますので、今定例会における本会議質問におきまして、区長のほうからもご答弁をさせていただいておりますが、やはり18歳以降についても、これは障害児と障害者の切れ目のない支援と、あるいは福祉を実現していくというものでございまして、ここは非常に大事なポイントというふうに認識をしておりますので、今後、そこに遺漏のないように努めてまいりたいというふうに思っております。

○永田委員長 この件については、あと、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

では、次に行きます。（2）和泉小学校・いずみこども園等の施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○小池子ども施設課長 報告事項の2番目、和泉小学校・いずみこども園等の施設整備に関しまして、教育委員会資料2を用いましてご説明申し上げます。

和泉小学校の施設整備に関する検討体制等に関しましては、昨年度子育て文教委員会でご報告を申し上げ、さまざまにご意見を頂戴しているところでございます。学校関係者や地域の皆様のご意見を反映させるということから、施設整備検討協議会を設置して検討していくこととしています。現段階の大まかなスケジュール感ですが、今年度、協議会の設

置と整備方針の策定、令和2年度になりましたら基本設計、3年度実施設計、4から6年度で工事という計画で考えております。

それでは、教育委員会資料2のほうで、委員構成の案についてご説明申し上げます。

学識経験者ということで、教育関係または建築関係からお一人。それから、小学校、子ども園のPTAの関係から会長を含めまして6名程度。それから同窓会関係、学校運営協議会、町会それから婦人部等から8名程度。神田消防団、それから体育協会等ということで考えております。それから、NPOなどの地域活動関係者というところから2名。それから学校活動関係者といった構成メンバーで、おおよそ、全体で30名程度で考えております。

ご説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。この件……

○村木教育担当部長 補足させていただいて、よろしいでしょうか。

○永田委員長 教育担当部長。

○村木教育担当部長 ただいまの子ども施設課長の説明に少し補足させていただきます。

今、子ども施設課長のほうからお話がありましたように、こちらの和泉小学校の協議会につきましては、昨年度の委員会でさまざまに皆さんからご意見を伺ったところがございます。その中では、この委員構成のところのみならず、どうやって会議を進めていくかですとか、あるいは方針のお話ですとか、さまざまなご意見をいただきました。特に委員構成の部分では、これまでのお茶の水小学校や九段小学校でやってきたそのまま踏襲するのではなくて、新しい形でとか、あるいは、これまで新しい住民というか、新しく地域で活動されているようなそういう方々の意見も取り入れたらどうかということで、今回、NPOとか地域活動団体とかを入れたらどうかという案もございまして、そういったものを入れて最終的に委員会のほうでご提示させていただいたものがきょう出したものと同じものがございます。

その中で、委員の皆様からはやはりさまざまご意見いただいて、公募による選定の話だとか、その他、会議の進め方だとか、改めてさまざまにご意見を伺いました。今回、委員会も新たになりましたので、昨年度から引き続きの方につきましてはまた同じ議論になってしまうかもしれないんですけど、ここでまたもう一つ皆様のご意見、より慎重に聞いて話を進めたいと思いますので、きょう改めてこちらのほうで報告事項とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○永田委員長 はい。この件については、情報——よろしい。

河合委員。

○河合委員 この構成の案を見ると、非常に幅広い意見を聞くような感じになっていて、一見いいと思うんですけども、私もいろんなまちの会とか、富士見小学校の建てかえのときとか、さまざまなこういう検討会、出席をさせていただきました。で、30名もいる会というのは、検討会で、まちづくりの再開発とかいうときは地権者が周りにたくさんいて、関係者があるからこのぐらいの会になるのはあるんだけども、通常、これ、和泉小学校の建てかえでしょ。で、30名というのは、一見いいように見えるけど、船頭が多くて結論が出ないというような懸念が私は思います。

それで、基本的に何を学校の場合は考えるかということ、教育施設ですから、まずは子ど

もの教育について、何が一番ここに、学校として一番いいのか。施設整備は何がいいのか。まず子どもたち。それから学校の先生。何だろう、同窓会、うーん、まあ同窓会も要るんでしょうけど、同窓会というのはちょっと自分の権利ばかり主張するからね、（「要らないよね」と呼ぶ者あり）余りどうなのかなと思うんだけど。まあ、町会は要りますよ。どこだっけな、あ、ごめんなさい。大体ここにあるけど小学校の校長、それからこども園だからこども園の園長、それと副校長、あと教員の人も入るでしょう。それからPTA。PTA会長を含めたPTAの関係の人が何人か、それから通学区域の町会の役員が入ると。それから教育委員会とそれから職員と。そのぐらいが、最初やる時は一番いいのかなと。その中でコアの話はある程度決めて、それから地域の方とか、もしくは関係団体、体協とか、ほかのものにこういう素案が出たけどどうだろうかとお示しをするのが一番スムーズになるし、地域の意見も反映されると思うんだけど、これ、前回の委員会で決めたの。（「いや、決めてないよ……」と呼ぶ者あり）私、入っていないんでわからないんだけど、どういう経緯で決めたかわからないけど、改選で新しくなりましたから、1回これゼロベースでもう一回検討したほうがいいんじゃないかな。一見いいように見えるけど、これ、実際やると大変だよ。と思いますけど。

○小池子ども施設課長 前回の子育て文教委員会でも、30名という人数が多いんじゃないかというご意見もございました。一応これまでの学校、小学校・幼稚園の建設ということベースに、地域の方々であったり、学校関係者であったりということを一応ベースに考えて、一応ご意見を聞いてこういう形で、こういった方々からも聞いたほうがいいんじゃないかとか、それからこういった方々、学校活動関係者であるとか、NPOの地域活動関係者であるとかといった方々も入ったほうがいいんじゃないかというようなご指摘があり、こういった形になったというのが現実でございます。

もう一点、その検討の中で申し上げますと、分科会方式というようなこともやったほうがいいんじゃないかとか、それからファシリテーターといった形で全員から聞くような形式みたいなことも取り入れたほうがいいんじゃないかとかいうようなご指摘もございましたので、一応こういった形の案といいますか、現段階の案ということで出したということでございますので、実際に人数が実質的な検討ができるかどうかという懸念に関しては前回の委員会でもあったのは事実かなという認識は持っております。

○河合委員 今、施設課長が言ったのはごもっともなんです。それで、こういう会議というのは、まず小学校ですから、ある程度関係者の中でたたき台をつくらなきゃいけないですよ、地域の代表も含めてね、通学路の。要するに最終的に僕の個人的な意見は、小学校というのは地域で守っているわけだから、学区域の町会は大事ですよ。それから保護者、学校の先生、校長先生含めて。その中で、一義的にこういう学校であつたらいいなと、地域としてはこういう学校がいいな、教育施設としてはこういうのがいいなというのをまず決める。で、それが決まった段階でたたき台として、これはあといろんな人にお示しをして、こういう構想なんだけどもいかなものんでしょうかと。そうするとお示しをすればいろんな団体の人はいろんなことを言いますよ。こうあってもいいと。うちの富士見のほうの例をとれば、地域スポーツの拠点になっていますから、こういう使い方が欲しいんだと。と、学校との兼ね合いがあつて、学校としてはここまで学校として権利を主張しますから、その後は地域の団体に貸しますよとか。もとがないと、その話もできないから、

一見これ、みんなの意見を吸い上げて、さあやりましょうと、いいように見えるけど、実際やったときには、これ、地域の意見、学校の意見がかなり阻害されるような構成になるかなと、私はそれを懸念しています。いろんな意見があるでしょうけど、まあできればもう一回ゼロベースでやって、検討会というのを何回かに分けて、ここの範囲の検討会、それからそれが決まった段階でワンステップ、もっと皆さんにお知らせをするときにはこういう委員会とかいうふうに分けたほうが、結果として面倒くさそうでも、早くいいものができるような気がいたします。（「構想を持っているんだよ……」と呼ぶ者あり）持っているの。

○永田委員長 休憩します。

午後2時28分休憩

午後2時35分再開

○永田委員長 では、再開いたします。

教育担当部長。

○村木教育担当部長 お時間いただきまして、ありがとうございました。

この和泉小学校・いずみこども園の施設整備の協議会につきましては、先ほど申し上げたように、前年度からさまざまなお意見を伺いまして、ただいまもまた一つご意見をお伺いいたしました。

これについては、今までもさまざまに議論をしていただいたわけなんですけど、この建物、複合施設ではございますが、やはり学校、教育関係がほぼほぼ全体の中で大部分を占めるということで、そこがやっぱりメインになっていくだろうとは思っております。

そういったこともありまして、この施設のそういった性格とかを踏まえて、もう少し皆様の議論ができるように、もう一度議論をしていただけるような、そういった資料等またご用意いたしまして、次回にもう一度ちょっとご提案をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○永田委員長 はい。

副委員長。

○牛尾副委員長 これもちょっと検討の一つに入れていただきたいんですけども、この間、保護者代表はPTAとなっていたのを、幅広い意見をいただくようにということで、PTAじゃなくても参加できるようにということでこの保護者2名というふうにやっていただいたんですけども、お茶小の協議会の建てかえの議論のときに、なかなか普通の保護者の方が、知らない間に何か話が進んでいるみたいな印象を保護者さんたちが持っていたというのを私聞いているんですよね。だから、今回の和泉小学校の検討協議会、保護者2名程度というのも、もちろんPTAが中心になって選ぶんでしょうけれども、本当に幅広く意見を言いたいという方が手を挙げられるような状況、そうしたものをつくっていきけるようなことで進めていただきたいというふうに思うんで、そこはぜひご検討ください。

○小池子ども施設課長 お茶の水小学校の件からまず申し上げたいんですが、6名、小学校と幼稚園のPTAの方々から6名入っているというのが現実です。で、協議会ニュースというのを発行して、常任でもご説明申し上げていますが、あのニュースに関しては全保護者に配付をやってます。かなりそういった意味では情報提供はやっているという認識でございます。直接にご説明をやったかという話になるとまた別なんですけど、6人、

その協議会に入っているということ。それから、協議会ニュースという形で全保護者宛で。それから保育園のほうにも配付をやっていまして、そういった形でご説明をやってという認識を持っています。

今後の話ですけども、こちらに関しましても、そういったことのご意見がございますので、そういったことを踏まえまして、情報提供をやっていくということを心がけてやってまいりたいと考えます。

○村木教育担当部長 すみません、ちょっと補足で。

○永田委員長 教育担当部長。

○村木教育担当部長 ただいまの子ども施設課長の答弁をちょっと補足させていただきます。

お茶の水小学校の件につきましては、今、子ども施設課長からご説明があったとおりでございます。こちら、先ほど申し上げましたが、ここで十分な議論ができるかということ、それからできるだけ多くの方々の意見を取り入れていきたいということ、そういった二つの、ある意味相反する課題がございます。

で、多くの人たちの意見を取り入れるという中で、この協議会のメンバー構成をどうするかという論点だけで全てを吸い上げるというのは、それはちょっと難しいところだと思いますので、先ほども申し上げましたように、例えば会議の進め方とか、そういったものを含めて、もう少し幅広にそういったことが可能になるような対応を考えていきたいというふうに考えてございます。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 協議会だけでというのはなかなか、村木さんのおっしゃっていることはわかるんですけど、私が言っているのは、要するに協議会で保護者2名の立場の枠がありますと。これを、何というかな、こういった協議会に参加しませんかという周知をそのPTAだけで選ぶということではなくて、こういった協議会をつくるんで、皆さん参加しませんかというお知らせを保護者の皆さんにもやって、いろんな保護者が参加したいというような状況をつくってくださいねということなので、別に、そうしたことなんですよね。要するに協議会を構成するから入ってみませんかという、そういった周知をされるような状況をつくってほしいということなんです。

○たかざわ委員 逆だよ。

関連して。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 多分牛尾副委員長も傍聴していてよくご存じだと思いますけども、保護者がお話をして、意見を述べるということはほとんどありません。町会長やなんかがずっと並んでいるところで、手を挙げて積極的に意見を言う人はいません。（「いないね」と呼ぶ者あり）

そうであるんならば、アンケートのような形で保護者の意見を吸い上げたほうがまだいいかと思います。（発言する者あり）協議会をつくったって、どうせ教育委員会の思いどおりにつくるんだったら、そのほうがよっぽどいいと思いますよ。（発言する者あり）

○小池子ども施設課長 お茶小の件で恐縮なんですけども、アンケート調査に関しては児童保護会のほうでやっていただきまして、それを参考にしたのは現実としてございます。

そういった意味で、まだ足りないと言われればそうかもしれませんが、保護者説明会もやっておりますし、お茶小に関しては丁寧にやってきているという認識はっております。○村木教育担当部長 委員長、ちょっと。ご意見ありがとうございました。今まさにたかざわ委員が言われたとおり、確かにこの意見、前もございましたが、町会長さんとかが並んでいる中でなかなか若い保護者の方々の意見を言いづらいという声は、確かに聞いております。

そういうこともありますので、これも先ほど申し上げたように、協議会がこの意見を吸い上げる場全てというふうには考えてございませんので、いろいろな多面的な方法を用いながら皆さんの意見を聞けるような、そういった形でこの施設の整備のほうを進めていきたいというふうに、そういうふうに考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○たかざわ委員 事務局のプランが全てだから。

○河合委員 最後に1個いいですか。

○永田委員長 河合委員。

○河合委員 最後の、協議会の構成員のこととは違って、要するにどういう学校にしたいかというときに、現場の子どもの意見というのがなかなかわかりづらいつらいかなと思うんで、ぜひともこれ、やるときに、PTA等をお願いをして、お子さんの絵でもいいから、こんな学校であつたらいいなとか、運動場はこんなのがいいなとか、自分は——夢物語みたいな絵でも何でもいいんだけど、そういうのを描かせて、大体の統計というのをとりながら、今の子どもはどういうことを求めているのか、どういう施設がいいのかということのちょっとリサーチは1回やっていただきたいなと思うんですけども、その辺はどうでしょう。（「賛成です」と呼ぶ者あり）

○村木教育担当部長 今、ご意見いただきまして、ありがとうございます。まさしく子どもが使うものですので、子どもの視点というか、子どもの感覚、そういったものが一番大事だと思います。今のご意見を参考にしまして、どういう形で取り入れられるかはちょっとわかりませんが、そういった、何というんですか、自分の理想の学校コンテストですか、そういう名前かどうかかわからないですけど、そういった子どもの意見を取り入れられるような、そういった方策も考えていきたいというふうに思います。

○永田委員長 はい。

では、この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

では、続きまして、地域振興部の報告事項に入ります。

（1）指定宿泊施設見直しと協定施設の追加指定について、理事者からの説明を求めます。

○依田コミュニティ総務課長 地域振興部資料に基づきまして、箱根地区、湯河原地区の指定宿泊施設の見直しと協定施設の追加指定についてご報告申し上げます。

この案件でございますが、前回6月の3日の常任委員会で、口頭で湯河原千代田荘の動向について情報提供をさせていただいた案件の関連でございます。

まず1番、概要。経緯になりますけれども、平成28年3月末の「旧箱根千代田荘」閉

鎖に伴い経過措置で実施してございます下の2の①から⑤の指定宿泊施設については、事業開始当初より継続的に周知活動を行い、平成29年度には一部の施設を入れかえるなどサービスアップに努めてまいりましたが、1点目として、旅行代理店を経由して予約を行い、前払いで利用料金を支払う仲介方式がこの「旧箱根千代田荘」の利用者層に受け入れられなかったこと。2点目として、箱根強羅地区の民間宿泊施設が人気が高く、一部の日程を除き価格帯が比較的高価なことなどによって、事業開始当初より利用が低迷しましてリピーターにつながらなかったということで、利用者が年々減少している状況でございます。

利用者の低迷により、固定費である委託利用代理店への事業運営事務費が裏面の3の平成30年度のコストのように高い負担となっております。そこで、2番の①から⑤の指定宿泊施設を令和元年度限りで終了として、代替事業として同地区内に1カ所、こちらはちょっと裏面の4番の①、株式会社フォレストの箱根強羅森のせせらぎですね。ここ1カ所、本年4月から開始した比較的安価な料金体系の協定施設に追加指定するものでございます。

あわせて、本年3月で営業を終了した湯河原千代田荘の土地・建物を購入した、営業権を譲り受けた野口観光株式会社との協議が調いましたので、同施設もこちら裏面の4の②、野口観光の湯河原千代田荘、こちらも協定施設として追加指定するものでございます。

この協定施設については、施設に直接お電話で予約を行う方式でございまして、利用料金についても利用後の現地払いということで、旅行代理店等の仲介業者を介さないため事務費は発生しない事業ということになります。

続きまして、裏面を見ていただきたいと思います。5番になります。この指定宿泊施設の見直し日及び協定施設の追加指定日でございます。この強羅にございます指定宿泊施設の事業終了日ということで、令和2年3月31日ということで今年度いっぱいとさせていただくということです。協定施設の追加指定日でございますけれども、事業開始日でございますが、こちらの4番の上記2施設、①②については令和元年7月20日からということでございます。

6番です。追加で指定する協定施設の区負担額（割引額）でございますが、こちら現行の下にございます参考の協定施設でございますけれども、と同様に、区民利用者一人当たり2,000円の割引を区負担で行うということでございます。なお、区民以外の同行者は一般料金より安価な事業者負担の協定料金で宿泊できるといったところでございます。

なお、参考にお手元に今ご説明申し上げた各施設の宿泊助成一覧をおつけしました。あと、それぞれの施設の詳細がわかるパンフレットもおつけしましたので、ご参照いただきたいと思います。

ご報告は以上です。

○永田委員長 はい。では、この件について質疑を受けます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 大丈夫ですか。

それでは、次に進みます。続いて（2）屋内喫煙所設置の進捗状況と助成制度の改正について、理事者からの説明を求めます。

○服部安全生活課長 それでは、安全生活課から屋内喫煙所の設置の進捗状況と助成制度

の改正についてご報告いたします。

まず初めに、1番の屋内喫煙所設置の進捗状況でございます。昨年度までに設置した喫煙所につきましては42カ所でした。本年度に入りまして、現在のところ申請準備中を含めて45カ所に推移しております。増加した3件については後ほど説明をさせていただきます。調整中の7件とありますが、これは事業者が喫煙所にするか迷っている。または相談に既に来ていて、喫煙所の設置に前向きな事業者であります。そして今年度に25カ所の屋内喫煙所を設置するというのが目標でございます。

次に、(1)の4月以降に協議が調った民間喫煙所になります。記載の銀座インズと毎日新聞社ビルの2カ所となります。これは12月ごろまでには設置できる見込みとなっております。

続いて(2)の喫煙トレーラーの設置状況となります。本年2月に設置しましたちよだプラットフォームスクウェアに続きまして、現在2号車を、区役所の並びにあります九段下まちかど広場に本年9月ごろに設置できる見込みとなりました。

最後に、2番の屋内喫煙所設置助成制度の改正についてご説明いたします。改正項目については3点ございます。

記載のとおり、一つ目が初期費用の助成ということで、現在の限度額500万から改正後にはこれを700万に引き上げる予定でございます。

二つ目が、喫煙スペースの面積要件、これは現在6.6平方メートル以上でございますが、これを撤廃するというのが二つ目でございます。

最後に、維持費用の助成についてでございます。これは、現在、年2回の事後払いにしております。これは事業者等からの強い要望がありまして、改正によりまして概算払い、つまり前払いにする方向で現在作業を進めているところでございます。

説明については以上でございます。

○永田委員長 はい。この件について質疑を受けます。

○河合委員 助成金が200万と、港区並みに増額をしていただいて、本当に、喫煙所設置する方にとっては有益かなと思っています。また既存の維持費も、年2回というのを、これ、毎月ということですよ、毎月前払いでいただけるということは、非常にこれやりのある事業に変容したのではないかなと思っています。で、多分今までが、その前は年1回の支払いだったとか、やっと年2回になったというところで、その辺がネックで喫煙所を設置しなかった事業者の方も多いと思うんですね。だからぜひともこういうふうに千代田区は変えましたということをかなり強くプレゼンをしていただきたいと。間違った考えを今でも持っている方がいらっしゃいますから、それで2020年までに一応100カ所ということは、この辺も含めて強かに広報をしていくことによって、ぜひ実現をしていただきたいと思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○服部安全生活課長 ただいま河合委員からご指摘のありました関係でございます。区では、屋内喫煙所の設置助成制度についてということで、まだ、現在新しいものではありません、古いものですが、このようなパンフレットも既につくっております。これは改正バージョンにする作業も今進めているところでございますが、いろいろな機会を捉えてこういったのも配って、周知をいろんな場面で図っていきたいと考えております。

○河合委員 よろしく申し上げます。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

○牛尾副委員長 この喫煙トレーラーですけれども、今回、九段下まちかど広場につくと。以前、岩本町のほうにも何か既に置く予定というのを聞いたことがあるんですけども、なかなかこれがないということは困難な話になったんだろうなというふうに思うんですけども、喫煙トレーラーについては、場所を確保できれば置けると。そういったさらなる場所の検討ということはどうなんですかね。

○服部安全生活課長 喫煙トレーラーの関係ですけども、9月ごろまでには2号基が設置できる見込みとはなりました。実は具体的な話はまだ相談にも来ていない段階なんですけども、今いろいろとJTと連絡をとり合いながら、民間開放の部分も含めて連絡をしているところではありますが、つい最近JTのほうから、ある民間駐車場を運営している会社のほうから、地域貢献のために喫煙トレーラーを設置できないだろうかとか、そういう話があったということで話を伺っているところでもあります。どうしても場所がないとこれは置けないものですから、これもいろんな地域の会合とかのときにも、その都度私のほうから直接地域の方にはそういった、設置したいと、そういう要望のある方がいれば、相談でも構わないのでということでは言っているところでもあります。そういう取り組みは今後とも続けていきたいと考えております。

○永田委員長 ほかによろしいでしょうか。

○小野委員 今からこれから設置で喫煙できるところがふえていくということなんですけれども、意外と、もう既に吸う場所がなくて大変困っているというようなお声がかかり聞こえてきます。

その中で起きているのが、例えばたばこのポイ捨てが今ではなかったんですけども、たばこのポイ捨てが逆にふえてしまった地域があったりだとかいうところも見受けられるようです。そこについて、何か対策ですとか、できることがありましたらお知らせいただけますか。

○服部安全生活課長 対策について小野委員から今ご指摘がありましたが、区としましては、路上喫煙の関係とか毎日のように苦情の電話をいただいているところでもあります。それで、やはり吸っている人の弁明を聞きますと、じゃあ俺たちたばこを吸う人間は一体どこで吸えばいいんだというような意見が指導員に向けられるという場面もちょくちょくあるというふうに聞いております。

ただ、区としましては、従来どおり指導員を現場に向ける。苦情が多い場所というのは重点的に駐留警戒をさせて、10分、20分、長いときは30分ぐらい同じところにとどまらせて、来た人間を例えば喫煙所を案内したり、または近くにあるのであればそこで吸いくださいと。いわゆる喫煙所が目の前にあるにもかかわらず、外でどうしても吸いたいのか外で吸っている人もいるというような現状もあるそうですので、そういった指導を含めてやっているのが現状です。

またもう一つは、青色パトロールです。これは3台あります。これも指導員の運用と同じように、重点的にまたはランダムにこれまで入ってきた苦情場所、そういったところを重点的に回らせるというような活動、またはたばこをポイ捨てしないように、要するに吸える場所で吸っているんだけど、たばこのいわゆる携帯灰皿も何も持っていないような人もいるものですから、そういった人には携帯灰皿を渡して、ポイ捨てはやめてください、

これにお捨てくださいねというような形で、現場で指導をやっているという状況でございます。

○小野委員 ありがとうございます。パトロールの強化などでというところで理解いたしました。今後、改正後ということで、例えば喫煙スペースの面積要件などが撤廃になって、よりこれを受けやすくなる、助成を受けて喫煙席をつくりやすくなったと思うんですけども、100%この助成を受けるに当たって、何か条件があるんでしょうか。例えば雑居ビルの人向けだけに、例えば6階フロアがあれば、各フロアに1社ずつ入っている会社がある。で、自分の会社に入っている、自分のビルに入っている人たち向けの喫煙所の設置に当たってもこれが受けられるのか、それともそれだとだめなのか。いわゆる貢献度がどのぐらいなのかということも、もし決まっていたら教えていただけますか。

○服部安全生活課長 助成を受けられる条件というのは幾つかありまして、まず一番重要なのは、誰でも利用できる喫煙所であること。そして利用料は無料であることとこのことがあります。また原則として、二つ目なんですけども、公道に面する建物の1階に設置をできる場合であること。それから、面積については撤廃でありますので。あと、おおむね1日8時間以上かつ週5日以上運営できることと。次に5年間運営を継続できることと。あと、最後に町会及び近隣の同意が得られていることと。こういった条件がいわゆる助成の条件となっております。

○小野委員 はい。ありがとうございます。ということは、助成条件はこの広さのこと以外は前回と同じということですね。これについて、例えば質問があるとか、もうちょっと詳しく教えてほしいというときには、生活安全課に直接の問い合わせで、相談には乗っていただけるということによろしいですか。

○服部安全生活課長 ただいまの小野委員からあった話のとおりでございます。直接電話いただければ、こちらのほうに担当者がございますので、しっかりと説明をさせていただきたいと思っております。

○小野委員 わかりました。はい。ありがとうございます。

○永田委員長 この件についてはよろしいでしょうか。

○たかざわ委員 1点だけいいですか。

○永田委員長 たかざわ委員。

○たかざわ委員 この説明とは直接ではないんですが、なかなか喫煙所の設置が進んでなくて、今度は2020に向けて飲食店がみんな、85%ですか、禁煙になるということで、そうしますと道路が喫煙所になるんですよ、どうしても。取り締まりの方が夜はいなくなりますんで、飲み屋さんなんかでも、今、喫煙禁止になっているところが何軒かあるんです。そうするとその周りがたばこだらけなんですよ。そういう対策、あるいは2020年に海外の方が来られますんで、そういう方たちの対策というのは考えておられますか。

○服部安全生活課長 受動喫煙の部分になりますと、これは保健所のほうの対応になるかどうかと思うんですけども、やはり連携は当然しなければいけないと考えておりまして、例えば指導員も、要するに当然路上で吸っていれば飲食店の外だろうと、やはり当然取り締まりはしなきゃいけないと思います。ただ、飲食店の経営者などにも、できる限り自分の店で、要するにこの近隣ではたばこを吸わないでくださいよという、そういう指導をするよ

うに申し向けることは当然やっていかなければいけないと思いますし、あと路上のペイントですね、いわゆる路上サインの掲示というのがなければ、それはそれで、こちらのほうで設置をしたり、または路上喫煙禁止の看板を、お店の協力をいただいて、壁面に添付をさせてもらったり、そういった対応ができるのかなというふうには考えております。

○たかざわ委員 そうではなくて、恐らくそういうことをやっても吸うんですよ。今、公園をある程度代替園庭になっているような公園はみんな禁止しています。ただ、そういうところでも吸っていますよね。取り締まりのおじさんがいないときにはもうそこでも吸っていますし、路上でも平気で吸っている人というのは結構ふえてきました。というのは、喫煙所を閉鎖していったんですね、ある程度。公園ではだめですよ、こっちもだめですよという形で。そうなってくると、もう環境条例だろうが受動喫煙だろうが、それは、吸っている人はどっちでも関係ないんですよ。こっちは保健所だから、こっちは安全課だからという考え方はやめたほうがいいと思います。それと、先ほど言ったように、海外の方が来られるときの対策というのは考えておかないと、結構いますよ。外国の方でこうやって吸いながら歩いている方。それ、日本人でも書いてあってもやっているんだから、それはしょうがないのかなと思うんですけども、そういう対策も考えていかないといけないかと思うんですけども。

○服部安全生活課長 すみません。ちょっと説明不足でした。外国人向けにどのような対策をとっているかという話ですけども、いわゆる路上喫煙禁止という看板、これ、今いわゆるポスターなんですけども、新たなものをつくっております。それにはQRコードがありまして、そのQRコードをケータイでかざすと、いわゆる区内の喫煙場所が表示されると、そういうものであります。今そういった作業を進めているところでありますが、何せ枚数が多いものですから、2020に向けて、こつこつ少しずつやっている状況でございます。それがどの程度効果があるかどうかというのは、実際その場になってみなければわからないところではあるんですけども、そのような対策をとっているところでございます。

以上です。

○細越地域振興部長 課長の答弁を補足いたしまして、まずオリンピック・パラリンピックに向けては、まさに地域振興部の中にオリ・パラ担当も一緒におりますので、しっかり連携いたしまして、今、課長が申し上げたQRコードを使ったというのがありますし、外国人の方にお知らせする。例えばトイレの場所とか、そういったものも、今回、紙だけではなくて、いろいろとそういうITを使ったお知らせもしようと思っておりますので、その中にそういったたばこの吸える場所というのも明記したいと思っております。

また、全体の、委員からご質問いただいた、路上の喫煙がふえるというお話。これ、まさに我々、ずっと今までもこの議会のほうからも言われている大きな問題だと思っております。当然吸える場所を規制すれば吸う場所がないから、どうするんだという話になります。今、一番大事なことは、やはり吸える場所をしっかりと我々のほうでお知らせすると。それはきょうご案内をした行政と民間がつくった場所以外にも、例えば若干のお金を払うかもしれないけれども、ファストフード店とか、吸える場所もございます。そこもくまなく調べまして、やはり吸える方にこういった場所があるんですよというご案内をできるように、それはオリ・パラに向けても、しっかりとやっていきたいと考えております。

○たかざわ委員 おっしゃるとおりで、絶対的な数が足りないんですね。先ほど課長からご答弁があったように、駐車場の一角に置かせていただいているというお話がありましたね。それ以前、ある委員さんが提案したんですね。そうしたら一笑に付せられましたというか、そういう感じだったんですけども、これからはどんどんふやしていくに当たって、公衆トイレの2階に全部喫煙所をつけちゃうとか、つくっちゃうとか、あるいは巡回喫煙車というのを区内に回すとか、そういうことも考えていかないと、もう多分間に合わないと思うんで、その辺もちょっとお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○細越地域振興部長 さまざまないろいろなアイデアがあると思います。それもきょう委員にいただいたご意見も踏まえまして、何ができるか、そこら辺はしっかりと検討していきたいと思います。

○永田委員長 小野委員。

○小野委員 1点だけ、これは要望なんですけれども、先ほどの千代田区の屋内喫煙所設置助成制度というのは、これはとてもいいなと思いました。一方で、ここに当てはまらないけれども今後喫煙スペースをつくっていくというときに、国の助成制度、都の助成制度、それから区というのがあると思うので、ここがもうちょっとわかりやすく整理された一覧などが現在あるのかなのかというのを教えていただけますか。

○服部安全生活課長 国等の助成という話がありましたけども、東京都のほうのあれになるかどうかと思うんですけども、今現在、一覧で見やすいわかりやすい一覧表というものは、存在はいたしません。（発言する者あり）

○小野委員 はい。ありがとうございます。そうしましたら、可能であれば、選択肢というのはやっぱり必要なのかなと思いますので、いわゆる貢献度が低いから、もう100%つくれないんだというふうに諦められるよりも、何かしら自己負担があってもつくれるという選択肢があるんだということもできれば示していただけると大変ありがたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○永田委員長 そのようにお願いいたします。答弁は結構です。答弁いいですね。はい、要望で。

ほかにございますか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

では、次に行きます。（3）令和元年度国際交流体験ツアーについて、理事者からの説明を求めます。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 令和元年度国際交流体験ツアーについて、資料3のチラシをごらんください。

国際交流体験ツアーの行き先につきましては、平成27年度までの東南アジアからドイツ、ポーランドに行き先を変更した際、3年で見直すとしておりました。このたび見直しを行い、安全面や衛生面を考慮した上で、行き先にポーランドを選定いたしましたのでご報告いたします。

これまでもポーランドは行き先の一つではありましたが、ポーランド国内の視察先は実質的にはアウシュビッツ、ビルケナウ強制収容所のみとなっております。チラシの裏面に予定の行程がございますが、今回の見直しにより、映画「シンドラーのリスト」の舞台

となったクラクフ・カジミエシュ地区や、ポーランドの歴史を知ることのできる博物館などを視察先に加え、平和への取り組みやまちの保存などについて学ぶ場としたいと考えております。首都ワルシャワでは現地の高校生との交流も予定しております。

なお、行き先変更に伴い、実施時期も約1カ月早めております。これまでは12月上旬の実施でしたが、ヨーロッパの12月はクリスマスマーケットとして華やかな市が立ち、近年これを標的としたテロが起きているため、時期を早めたものでございます。

本年度の国際交流体験ツアーについては、広報7月5日号に掲載し、参加者募集を行ってまいります。また、今後の行き先につきましても、治安情勢等を考慮し、適宜見直しを行ってまいります。

ご説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。この件について質疑を受けます。

○西岡委員 説明いただいて、ありがとうございました。1点だけなんですけれども、この男女平等人権課なので仕方がないと思うんですけれども、やはり最近ポーランドというのは日本の上場した企業もすごく進出しておりまして、すごい近代化した都市になりつつあるんですね。もちろんここにもあるように、人権問題というのもすごいあるんですけれども、やっぱり未来に向けての、見据えてという意味では、すごく貴重な美術品とかもありますし、こういうアウシュビッツ、私も実は学生時代に行きましたけれども、もうそのイメージしか、もうつかなくなってしまうので、ぜひ新しいものも、美術館1カ所だけでも構いませんし、何かそういう明るい未来に向けてのものも一つ入れていただけたら、学生さん、30歳未満ですかね、の方たちもイメージが取り除けると思うんですけれども、アウシュビッツだけではなく、そういう新しい一面もぜひと思いますが、いかがでしょうか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 ご指摘、どうもありがとうございます。委員ご指摘のとおり、せっかく若者たちに行っていただくので、未来につながるようなツアーとしたいと考えております。ツアーの詳細はこれから詰めていくところではございますけれど、ただいまご指摘いただきましたような、美術館ですとか経済のつながりがあるようなところですか、未来につながるような視察先も加えまして、未来につながるツアーとしていきたいと考えております。

○西岡委員 よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○永田委員長 池田委員。

○池田委員 こちらについては、平和使節団で国内のほうを3カ所行くようなツアーもありますけれども、こちらの国際交流体験ツアーというの、ああいう形での前段があつての募集もありますけれども、この期間があつて、また最後、報告会というのももちろんあると思いますけれども、そのあたりのスケジュールは平和使節団と同じなんですか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 本ツアーも平和使節団と同様に事前の学習、そして訪問、あと事後の報告会という組み合わせとなっております。ただ1点違いますのが、事前研修会の部分が地球市民講座として一般の方々が参加できる講座となっておりますので、その回数ですとか、一般の方々と一緒に学ぶという点が違ってございます。

○池田委員 これ、実現可能か不可能かというところもあるんですけれども、平和使節団のほうは、議会のほうでも各地区1人派遣といいますが、一緒に同行が可能なんですけれ

ども、ぜひこういう機会も同行が可能であれば、そういうことも幅を広げていただけたらと思いますけれども、その辺のお考えはおありですか。

○武笠国際平和・男女平等人権課長 その点につきましては、区議会事務局と十分にご相談させていただきたいと考えます。

○永田委員長 事務局と相談して、例えば委員会の中で希望者とか、そういうのも日程とかが合えば、可能ではあるんですか。（発言する者あり）もちろんある程度実費をお支払いするとかも含めて。（発言する者あり）まあ、全員は無理。じゃあ、ちょっと事務局にも相談してみます。ありがとうございました。

ほかにこの件について質疑よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。わかりました。

では、最後の項目に行きます。（４）四番町図書館仮施設整備について、理事者からの説明を求めます。

○永見文化振興課長 四番町図書館の仮施設整備について、地域振興部資料４を用いてご報告申し上げます。

まず、仮施設整備の目的でございますが、（仮称）四番町公共施設整備に伴い、新たな四番町図書館が整備されるまでの間、図書館サービスを継続して実施していくということでございます。

次に２番、現在の四番町図書館の概況でございますが、面積は主に１階でサービスを提供している部分は８５２.３平方メートルでございます。下の実績のほうをごらんいただきたいんですが、非常に地域の方のご利用が多い図書館でございます。

続きまして、３番、仮施設の条件でございますが、仮施設の確保に当たっては、次の三つの条件のもと、調査・検討を行いました。

まず地域でございます。地域の住民の方が継続してご利用いただけるよう、可能な限り現施設の近傍であること。

次に２番、規模でございますが、図書の貸出や返却、閲覧、おはなし会等、一定程度のサービスの提供ができるよう３００平方メートル以上程度であること。

次に３番、図書館として利用ができること。不特定多数の方が出入りができること。こちらの条件のもと、検討をいたしました。

次のページをおめくりください。４番、これまでの経緯でございますが、仮移転先を確保するため、平成２８年度より候補物件の調査を開始し、近隣物件の延べ４０件以上の中から条件に合致する物件を検討いたしました。貸主の意向や他者との競合により、仮施設の確保にはなかなか至りませんでした。

この間、小規模物件を複数確保することによる機能分散等も検討いたしましたが、平成３０年１１月、現施設の近隣で借受可能な物件が見つかりました。貸主と協議を続けるとともに、用地問題検討会、土地建物価格審査会での審議を経て、候補物件の仮施設としての妥当性や賃料の適正価格についての検討を進め、現在、本契約に向けて調整中でございます。

候補物件の概要でございますが、下の地図と一緒にごらんください。九段小学校の並びで、現四番町図書館からは２００メートルぐらいのところでございます。面積は１階から

7階までで861.784平方メートルでございます。

次に、6番、借受期間及び借受料でございますが、詳細は今調整中でございます。借受期間は2019年7月～2025年3月31日。こちらのほうは改修期間及び原状回復期間を含んでおります。

次に、賃料でございますが、坪単価2万円未満、月額521万3,800円未満。こちらは共益費を含みます。敷金は6,256万5,600円未満。賃料の12カ月分。こちらの賃料につきましては、土地建物価格審査会の結果を踏まえ、用地問題検討会において借受上限額は、坪単価月額2万円未満と決定されております。

次に、7番、改修工事の主な内容でございます。貸主の負担はアスベスト除去工事、耐震補強工事、事務用途で必要な工事となっております。区の負担は、図書館用途で必要な工事となっております。

次に、仮施設で取り扱う資料についてでございますが、現在、四番町図書館で所蔵している資料のうち、利用率の高い資料、児童書、小説、文庫を中心に、蔵書の3分の1程度を仮施設へ移転する予定であります。現資料数は約11万点。仮施設に移転する資料は約3万点。利用率の低い資料、雑誌等、随時刊行されるような資料などについては民間倉庫に保管予定でございます。

次に、9番、仮施設のフロア概要（案）でございます。別紙1をごらんください。別紙1は左側に現四番町図書館のレイアウト図、右側に仮施設のフロア概要でございます。

仮施設のフロア概要でございますが、1階は受付カウンター、子育て・赤ちゃんコーナー、新聞・雑誌、地域資料閲覧席等でございます。2階は子ども室と事務室がございます。3階は一般書閲覧席、CDやDVDを置く予定でございます。4階は一般書のほか閲覧席、中高生コーナーとなっております。5階、6階は閉架書庫となっております。7階は防災倉庫、あと図書館のイベントを行うためのいろいろな用具の倉庫となる予定でございます。また、現四番町図書館に設置されているラウンジ、飲食可能なスペースやインターネット席はない予定でございます。

また、もとの資料のほうにお戻りください。10番でございます。今後のスケジュールの予定です。

令和元年7月上旬ごろ、賃貸借契約及び改修工事にかかる協定書の締結、近隣住民及びご利用者様、あと地域の方への周知等を開始いたします。7月中旬、改修工事を開始いたします。12月下旬に改修工事が完了し、年が明けて1月の中旬に現四番町図書館を閉館いたし、2月中旬、仮施設へ引っ越し、4月1日、仮施設オープンのご予定です。閉館した後、最初の1カ月で仮施設へ移す本や資料の選別、倉庫へ持っていく資料の選別、また書誌データを変更したり、一冊一冊こん包したりということで、その準備を行います。また、後半の1カ月は利用サービスの準備を行います。

ご説明は以上でございます。

○永田委員長 はい。この件について質疑を受けます。

○西岡委員 ご説明いただき、ありがとうございました。あ、この図面のこともお聞きしてよろしいんですか。

○永田委員長 はい、どうぞ。

○西岡委員 製図のほうで、この地下に文化財収蔵庫とあるんですけども、この間の文

化財保護の委員会でも相当厳しい意見がいろいろ出ていましたけれども、前回、最終的に日比谷のほうの温湿度庫に入り切っていない文化財を、例えばここに優先的に入れるんでしょうか。それともこれはもともと何を置く予定の、（発言する者あり）あ、なくなるほうのことですか。（「これは、今の」と呼ぶ者あり）あ、現のことなんですか。（発言する者あり）あ、了解しました。そうですよね。わかりました。失礼しました。（発言する者あり）安心しました。この間、入り切らないとおっしゃっていたので。

○永田委員長 はい。今の、この件と、また別で。

○西岡委員 だったらここに入れればいい。

○永田委員長 副委員長。

○牛尾副委員長 なかなか、物件を見つけていただくのもかなり苦労されたというふうに思います。ちょっと、どうしても、前の図書館から比べると狭くなってしまふのはいたし方ないかと思うんですけども、仮施設に移転する資料が約3万点ということで、現資料の10万9,000から11万のうちの約3万ということになりますけれども、雑誌等は民間倉庫に保管といいますけれど、そのほかの資料については、この5階、6階の閉架書庫でおさまり切れるんですかね。

○永見文化振興課長 新しい施設、仮施設で5階、6階の閉架も含めて移転の予定の資料は約3万点でございます。そのほかは民間倉庫に預ける予定でございます。

○牛尾副委員長 その民間倉庫はもう、借りる当てはあるんですか。もう決まっているんですか。

○永見文化振興課長 まだ決まっておりません。

○牛尾副委員長 これから探すんでしょうけれど、これ、どうしてもそういう書庫も探さないと、なかなか移転はできないことになると思うんですけど、そこは一生懸命探していただくということで。

そうすると、例えば現地で本を探して、この本が読みたいですとなった場合に、閉架扱いで、5階、6階にあれば、上に行くとってくればいい話ですから、その場で借りれると。ただ、民間倉庫に置いてありますとなった場合、ちょっとその日のうちに借りることができないなということになると思うんですけども、その場合はちょっとこれから移転しなければわかりませんが、民間倉庫にある場合というのはもう、その日は借りられないということになってしまうという認識でいいんですかね。

○永見文化振興課長 民間倉庫に預ける予定の資料は、貴重だけでもほとんどご利用のないような資料であったり、借り受けが余りないような資料を持っていく予定でございます。それから、他館との連携でOPAC検索、蔵書検索等を使いながら取り寄せをさせていただくとか、あとは他自治体との図書館の連携という仕組みもございますので、その辺のいろいろなサービスを駆使して、できるだけサービスの継続というところを目指したいと思っております。

○牛尾副委員長 できれば、それでも、貴重な資料でも、読みたいというニーズに応えるというのが、やっぱり行政のあるべき姿勢かなと思うんで、民間のところについても、できれば図書館の近くで、近隣で、なるべく頑張ってお探していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

○永見文化振興課長 委員のご指摘のように、少し民間倉庫の運用についても検討してま

いりたいと思います。

○永田委員長 はい。

ほかによろしいですか。

○池田委員 確認させていただきたいんですけども、これまでの四番町図書館と比較すると今回の仮施設、閲覧室とかベンチ等の設置の数というのはどうなっているんでしょうか。

○永見文化振興課長 現在、四番町図書館の閲覧席のほうは49席配備してございます。で、新しい四番町仮施設のほうも、席のほうは同程度を予定しております。

○池田委員 これまでも四番町図書館のご利用の方で、なかなかもう少し閲覧室が欲しいですとか、そういう意見があったようにそちらも受け取っていただけていたら幸いだったんですが、もちろん中高生も多い地域ですから、学習室ということまでは行かないまでも、何か学習環境がもうちょっと整っているといいなと思うんですけども、そのあたりいかがなんでしょうか。

○永見文化振興課長 こちらも、まだ詳細なレイアウトは決まっておらず、大体フロアの概要ということでこちらのほうを描かせていただいておりますが、いただきましたご意見も参考にさせていただいて、またご利用者様の――中高生席のほうは4階で閲覧席というところでご用意させていただいておりますので、その中でできる限りのことをさせていただきます。

○池田委員 ぜひ、よろしく、確保のほうをお願いいたします。また、今回はワンフロアというわけにはいなくて、4階までは人が入るということで、各階のフロアに、何でしょうかね、司書さんですとか警備の方というんですかね、案内の方はいらっしゃるんでしょうか。

○永見文化振興課長 現在はワンフロアのところが、今回は開架のところは1階から4階までということで、1階にはカウンターがあり、2階には子ども室ということで、図書館の事務室を奥に配備いたしまして、目が行き届くような形で考えております。3階のほうは警備員の控室を配備いたしまして、できる限り人の目が届くような形、4階も職員のロッカー・休憩室ということで、職員の目が行き届くような形でということで考えております。

○永田委員長 あと、よろしいでしょうか。

西岡委員。

○西岡委員 ごめんなさい。もうこれだけ、1点だけすみません。

さっきの牛尾委員の意見と逆になっちゃうんですけども、利用率の低い資料というのは、それは例えば年に数回なのか、数年に数回しか閲覧されないものなのかとか、いろいろあると思うんですけども、この仮施設に移転を機に、逆に民間倉庫に保管すると、また経費がかかるので、これはもう、ちょっとそういうシステムがわからないですけども、国会図書館とかに寄贈するとかということとはできないですか。そういう検討はなされないんでしょうか。じゃないと、本があふれていくと思うんですけども。

なぜこういうことを言うかということ、電子書籍が今もう時代はそういう流れになっているので、物としての本を――大切にするのはすごいわかるんですけども、そういうのはもう、国会図書館とかにお預けをしたらどうかなと思うんですけども、ご意見を願ひ

します。

○永見文化振興課長 貴重なご意見をありがとうございます。倉庫に持っていく資料なんですけど、例えばなんですけど、全集とかでほとんど1年に1回も借り受けがないような資料で、例えば単行本で本が読めるような環境にあるようなものとか、あと自治体の資料等、あと四番町図書館にしかないような資料というところを倉庫に持っていく予定でございます。

それから、どこかほかの図書館、図書施設に寄贈したらというようなことでございますが、リサイクル本につきましては、地域の子ども施設等に、もう既に、前回の常任委員会的时候にも子ども読書計画でもご報告、今、パブリックコメントをやっているところでございますが、そちらの中でも新規の取り組みでリサイクル本の活用というところを挙げさせていただいております。そういったところで活用を図っていただけたらと考えております。

あと、電子書籍につきましては、今、Web図書館のサービスを千代田区でもさせていただいております、その新しいコンテンツが入りますと、ホームページの新着情報について先週も掲載したりということで、ご利用の周知に図っているところなんですけど、なかなかやはり紙の資料ということのご利用のほうが多いんですが、今だんだんだんだん時代が皆さんタブレットで本をごらんになったりということが進んでおりますので、そういうところもまた、ご利用の周知を図ってまいりたいと思います。

○西岡委員 ありがとうございます。民間倉庫に一時預かり、保管をするのであれば、その経費、コストがかかるかなと思って、そういう意見を述べさせていただいたんですけども、今みたいな提案があればそれを進めていただいて、またいろいろと知恵を絞ればいいと思っています。ありがとうございました。

○永田委員長 そのようにお願いします。

副委員長。

○牛尾副委員長 今回の関連しまして、民間倉庫を借りなければいけなくなったというのも、そもそも四番町の建てかえの話が根底にあるわけですから、もちろんね。（発言する者あり）

で、それはいいとして、やっぱり図書館の基本理念って、やっぱりあるわけですよ。もちろん本の整理、例えば何冊あるのを1冊にするとか、そういった本の整理、あとリサイクルを進めていくということは非常に重要だと思います。ただ、やっぱり国民が図書館を利用して、必要な資料を自由に見るという権利というのはやっぱりあるわけで、やっぱりもちろん本の整理等々を進めていくというのは大事なんですけど、その視点に立って、やっぱり大事な資料をとっておくという視点をちゃんと据えて整理を行っていただければなと思いますので、よろしくお願いします。

○永見文化振興課長 貴重なご意見ありがとうございます。貴重な資料につきましては大事に保管するよう整理の際にも細心の注意を払って取り組んでまいります。

○永田委員長 ほか、よろしいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）

1点確認したいんですけど、月500万円というのは大体妥当な金額で出てきたんだと思うんですけども、そして5年間借りると3億円ぐらいかかるとすると、購入もできるのかなというのもあると思うんですけども、交渉次第ではここを購入というのもあり得るんじゃないかな。どうなんですかね、あり得ない。（「いいですね」と呼ぶ者あり）（「不

動産。建物じゃなくて、不動産で評価するからね、土地はね。」と呼ぶ者あり）

○永田委員長 文化スポーツ担当部長。

○小川文化スポーツ担当部長 ただいまのご意見、少々、私もろうばいをしております。と申しますのも、この近隣の、まず施設を確保することを第一優先に考えておりまして、まずは賃貸ということで、先ほど説明がありましたように40件以上のところを探したものの、なかなか、まずは物件の数自体がなかなか上がってこないような地域でもあり、上がってきても、先ほど申し上げたような3条件にかなうようなところがなかなかないような中、それでようやく見つかったという段階の中で、さすがに購入というところの検討までは至らなかったということでございます。

まずは区民の皆様、切れ目なく、なるべく切れ目がないようにサービスを継続するということを重視して今般の形に今現在のところなっておりますので、それを購入というところに切りかえるのはなかなか困難というふうに考えてございます。

○永田委員長 可能性として聞いてみただけなんで。はい。ありがとうございます。

ほかによろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

続いて、その他について執行機関から何かございますか。

○依田コミュニティ総務課長 口頭にて1件ご報告申し上げます。

地域振興部所管のまちみらい千代田が支援してございます、神田錦町二丁目にございますちよだいちばという常設店の入居しているビルが、建てかえ等により、ビルの所有者より早期の明け渡し要請を受けている状況でございます。

このため、まちみらい千代田のプラットフォームスクウェアの1階に移転する運びとなりました。工事は北側の一部壁を除去し、店舗入り口工事を行い、7月末までに完了する予定でございます。で、新たに100平米程度のちよだいちばをオープンする予定でございます。

ご報告は以上でございます。

○永田委員長 はい。この件についてはよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。

じゃあ、委員の皆様からその他ございますか。（「なし」と呼ぶ者あり）

小野委員。

○小野委員 1点だけ。東郷公園についてなんですけれども、去年はじゃぶじゃぶ——あ……

○たかざわ委員 道路公園課はいないな。

○小野委員 あ、いない。

○たかざわ委員 道路公園課だよ。

○小野委員 ああ。道路公園課、きょうはいらっしゃらない。

○たかざわ委員 道路公園課。（「中身については……」と呼ぶ者あり）

○小野委員 きょうはいらっしゃらない。

○たかざわ委員 企画……

○永田委員長 一旦休憩します。

午後3時37分休憩

午後3時39分再開

○永田委員長 では、再開します。

○小野委員 東郷公園のじゃぶじゃぶ池が使えないので、代案としてどういう水遊びがあったかというところなんですけれども、ことはそれについて何かもしあれば教えてください。

○小池子ども施設課長 昨年度じゃぶじゃぶ池のかわりに旧四番町保育園の園庭でプールというようなことをやったというふうに聞いておりまして、今年度も貸す予定で、今、準備中でございます。

○小野委員 わかりました。

○永田委員長 はい。では、それでよろしいですか。

○小野委員 ありがとうございます。

○永田委員長 はい。

その他について、委員の皆様からよろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

それでは、最後、日程5、閉会中の特定事件継続調査事項について、閉会中といえども委員会が開催できるよう議長に申し入れたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永田委員長 はい。ありがとうございます。

長時間にわたり、ご協力ありがとうございました。それでは、本日はこの程度をもちまして閉会といたします。

午後3時40分閉会